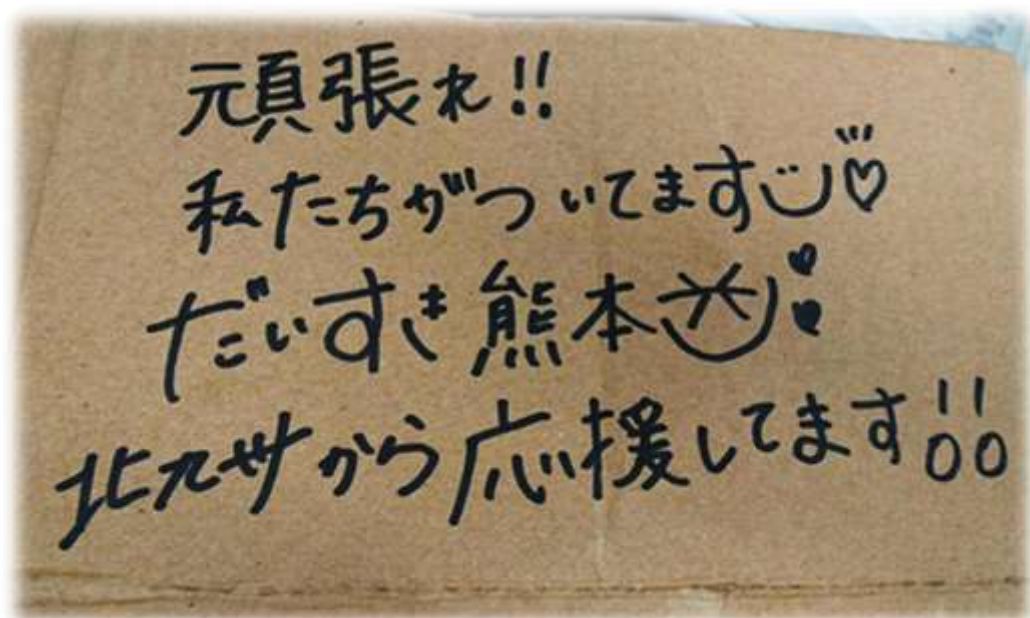


平成 28 年熊本地震の記録
～特別支援学校の対応と教訓～



支援物資とともに届いた応援メッセージ

平成 29 年 3 月
熊本県教育委員会

はじめに

熊本県は、平成 28 年 4 月 14 日の前震、そして 4 月 16 日の本震と 2 度の大きな地震に見舞われました。震度 7 の激震を 2 回も記録した「平成 28 年熊本地震」は、まさに想定外の大災害であり、震源に近い特別支援学校は大きな被害を受けました。

前震発生時、寄宿舍を有する学校では、職員は真っ暗な中、児童生徒を守りながら安全な場所を求めて奔走しました。本震の発生により、急遽避難所となった学校では、昼夜を問わずその運営に追われ、自身も被災者である職員は献身的に対応しました。また、自宅に更なる被害を受け長期の避難生活を余儀なくされたことで、たくさんの幼児児童生徒が、心に大きな負担を受けることになりました。

熊本地震の発生から、やがて 1 年が経とうとしており、被害に遭った学校施設の改修は進みつつあります。学校には落ち着きが戻ったようにも見えますが、地震前の状況に戻るまでには、心のケアや安全対策など、乗り越えなければならない課題が山積しています。

この報告書は、県立特別支援学校及び県教育庁特別支援教育課の地震後の対応、並びに熊本地震で得た教訓について、記憶を風化させないために、そして、このような大災害はいつ起きるかわからないことから、今後の備えとしてまとめました。付録として、避難所運営を行った 3 校の取組と、熊本県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会がまとめた保護者アンケート結果を掲載しています。これらの資料からも、大災害への備えについて多くの示唆を得ることができると思います。

現在、熊本県では、“B u i l d B a c k B e t t e r” を合い言葉に、「創造的復興」に向けて県民が一丸となって頑張っています。この報告書が、本県のみならず、全国の特別支援学校において、安全や防災対策の改善と強化の一助となれば幸甚に存じます。

最後になりましたが、発災後すぐに御連絡をいただいた文部科学省初等中等教育局特別支援教育課様をはじめ、全国のたくさんの方々から温かい励ましや御支援をいただきましたことに、心からのお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月 熊本県教育委員会

目 次

はじめに

1 熊本地震の記録	1
(1) 「平成 28 年（2016 年）熊本地震」の概要	1
(2) 県立特別支援学校の状況	1
2 特別支援学校の対応	3
(1) 安否確認、情報の伝達	3
(2) 幼児児童生徒への対応	3
(3) 寄宿舍を有する学校の前震直後の対応	3
(4) 避難所としての対応	4
(5) 学校再開に向けた取組	9
(6) 学校再開後の取組	10
(7) 各特別支援学校があげた、今後取り組むべき課題	11
3 特別支援教育課の取組	13
(1) 発災後の対応	13
(2) 各種会議の中止や延期について	13
(3) 学校再開に向けた取組（～5月9日）	14
(4) 熊本地震に係る特別支援学校教員等派遣事業の立ち上げ	17
(5) 心のケア	18
(6) 学校訪問	20
4 熊本地震で得た教訓	21
(1) 安全・安心な学校生活に向けて	21
(2) 心のケア	25
(3) 緊急時の組織としての対応	27
(4) 避難所としての役割	28
(5) その他	31
【資料】	34
【付録】○避難所対応を行った3校からの報告資料	49
①熊本支援学校	49
②熊本かがやきの森支援学校	51
③大津支援学校	57
○熊本県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会が行った保護者アンケート	62

おわりに

1 熊本地震の記録

(1) 「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」の概要

平成 28 年 4 月 14 日 (木) 21 時 26 分、熊本県熊本地方でマグニチュード 6.5 の地震が発生し、益城町で震度 7 を、熊本市や宇城市などで震度 6 弱を観測した。また、熊本地方では、4 月 16 日 (土) 1 時 25 分にも、マグニチュード 7.3 の地震が発生し、益城町と西原村で震度 7 を、熊本市や宇城市、南阿蘇村、嘉島町などで震度 6 強を観測した。同じ地域に、これだけの短期間に震度 7 の地震が 2 回発生したのは、気象庁の観測史上初めてのことである。本震後も活発な地震の状態が続き、震源が広範囲に広がる経過をたどった。4 月 14 日 (木) 21 時以降に「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」(以下「熊本地震」という。)に関連した震度 1 以上の地震は、平成 29 年 2 月 28 日 (火) 現在で総計 4,259 回 (気象庁地震火山部発表) を記録した。

熊本県内における熊本地震の人的被害は、災害による死者 50 人、重軽傷者 2,672 人、熊本地震との関連が認められた死者 153 人、重軽傷者 3 人 (平成 29 年 3 月 14 日 (火) 熊本県危機管理防災課発表速報値) があった他、ライフライン (電気、水道、ガス等)、道路等の交通にも甚大な被害があり、住民の生活にも大きな支障が生じた。

また、県内の学校施設にも大きな被害があり、教室や体育館など校内施設の一部が使用できなくなった学校も多かった。学校や家庭の状況、通学経路等の状況を考慮し、熊本市や益城町をはじめ、多くの学校が 5 月上旬まで臨時休業となった。

表 1 平成 28 年熊本地震の概況

「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震の概況 (国立国会図書館調査及び立法考査局)」

(※) は、平成 28 年 (2016 年) 熊本地震等に係る被害状況について【第 224 報】

(平成 29 年 3 月 14 日付 熊本県危機管理防災課)

	直下型地震			海溝型地震
	熊本地震	阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)	新潟県中越地震	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)
地震の発生日・時刻	(前震) 平成 28 年 4 月 14 日 21 : 26 (本震) 平成 28 年 4 月 16 日 1 : 25	平成 7 年 1 月 17 日 5 : 46	平成 16 年 10 月 23 日 17 : 56	平成 23 年 3 月 11 日 14 : 46
激甚災害指定政令の公布日	平成 28 年 4 月 26 日	平成 7 年 1 月 25 日	平成 16 年 12 月 1 日	平成 23 年 3 月 13 日
地震規模 (マグニチュード)	6.5 (前震) 7.3 (本震)	7.3	6.8	9.0
震源の深さ	11km (前震) 12km (本震)	16km	13km	24km
住家被害	(※) 全壊 8,659 棟 半壊 33,319 棟 一部破損 144,393 棟	全壊 104,906 棟 半壊 144,274 棟 一部破損 390,506 棟	全壊 3,175 棟 半壊 13,810 棟 一部破損 105,682 棟	全壊 121,809 棟 半壊 278,496 棟 一部破損 744,190 棟 家屋浸水 13,585 棟
非住家被害	公共建物 247 棟 その他 531 棟	公共建物 1,579 棟 その他 40,917 棟	公共建物・その他 41,738 棟	公共建物 14,322 棟 その他 88,883 棟

(2) 県立特別支援学校の状況

ア 施設の被害状況

○県立特別支援学校 17 校中 14 校の施設に被害

表 2 被害のあった学校及び被害のなかった学校

施設被害のあった学校	盲学校 熊本聾学校 ひのくに高等支援学校 熊本支援学校 熊本かがやきの森支援学校 松橋西支援学校 松橋支援学校 松橋東支援学校 荒尾支援学校 大津支援学校 菊池支援学校 黒石原支援学校 小国支援学校 天草支援学校
施設被害のなかった学校	芦北支援学校 球磨支援学校 苓北支援学校

○被害の大きかった学校の様子



【松橋西支援学校】
落下した体育館の窓



【松橋東支援学校】
棟の継ぎ目に入った亀裂



【熊本かがやきの森支援学校】
倒壊した書棚と散乱した書類

○各校の被害状況

地震により、熊本市及びその周辺を中心として、特別支援学校の施設も大きな被害を受けた。その多くは、外壁やガラス等の破損、天井ボード等の落下であったが、建物の棟と棟のつなぎ目に大きなズレが起きたり、水道管の破損による漏水なども起こったりした。

中でも、熊本豊学校のように、増築したエレベーター部分が接合した棟からズレ、エキスパンション部分を破損してしまった例や、松橋西支援学校の体育館のように、補強部分の筋交いの破損や天井にある水銀灯のゆがみ、高窓の落下等によって使用不可能になった例、松橋東支援学校のように、広範囲において校地が不同沈下したことにより、使用できる教室が大きく制限された例など、校舎等の施設に大きな被害を受けた学校もあった。

※参照【P34 資料1：各校の被害状況】

イ 休校状況

- 4月15日から5月9日までの13日間（土日祝日を除く）休校した学校（10校）
盲学校、熊本豊学校、ひのくに高等支援学校、熊本支援学校、
熊本かがやきの森支援学校、松橋西支援学校、松橋支援学校、大津支援学校、
菊池支援学校、黒石原支援学校、
- 4月18日から5月9日までの12日間（土日祝日を除く）休校した学校（1校）
小国支援学校
- 4月15日のみ休校した学校（1校）
松橋東支援学校
- 4月20日のみ休校した学校（1校）
天草支援学校

ウ 熊本地震に伴う転出等の状況

- 一時的に家庭を離れて避難し、後に通学を再開した者
 - 保護者の実家へ避難した者：2人
 - 福祉施設等へ入所避難した者：3人
 - 他県の特別支援学校へ転出したが、数ヶ月後に戻った者：1人
- 他校へ転出した者
 - 一家転住で他県へ転出した者：4人

2 特別支援学校の対応

(1) 安否確認、情報の伝達

地震直後の幼児児童生徒や職員の安否確認や情報の伝達は、主に携帯電話を使って行われたが、通話状態が悪く確認が進まない状況にあった。しかし、LINE等のSNSに関しては、比較的つながることが多く、携帯電話やメール等を併用しながら確認を行った。また、学校によっては、一斉メールを利用できるようにしており、有効な伝達ツールとして機能したが、職員や保護者の登録が完全でなかったため、他のツールと併用しながら確認を行った。 参照【P36 資料2:各校の安否確認、情報伝達の実際と課題、今後の方向性】

(2) 幼児児童生徒への対応

- 被害があった家庭を中心に担任等が家庭訪問を行い、幼児児童生徒の状況把握に努めた。併せて、関係施設を学校職員が訪問して担当者等と情報交換し、幼児児童生徒の状況把握を行った。
- 学校再開前には、特別支援教育コーディネーターや養護教諭等が中心となり、災害時の心のケアに関する情報（国立特別支援教育研究所等）を参考に、心のケアチェックリストの作成や災害時の心のケア研修会参加者による幼児児童生徒対応の校内研修を行った。
- 保護者に対して、幼児児童生徒に心のケアを行うことを伝えるとともに、「家庭での様子チェックリスト」を配付し、家庭との連携を図った。
- カウンセリングに当たっては、無理に状況を聞こうとせず、担任や養護教諭や学部の他の職員などが複数体制で見守り、必要に応じて面談を実施した。

(3) 寄宿舎を有する学校の前震直後の対応

ア 盲学校

- 地震直後は、学校職員と寄宿舎指導員で運動場に舎生を避難誘導し、運動場に学校職員の車を乗り入れて車内に避難させた。その後、学校隣の熊本市東区役所が避難者の受け入れを始めたため、東区役所に避難誘導し翌朝まで過ごした。

イ 熊本聾学校

- 地震直後は、学校職員と寄宿舎指導員で運動場に舎生を避難誘導し、手話がはっきり見えるように職員の車のヘッドライトを点灯した。
- 隣の第二高等学校が避難所として開設されたため、第二高等学校に二次避難したが、体育館が被災しており避難ができず、道向かいの健軍東小学校の運動場へ移動した。その後、校長官舎の安全を確認し、校長官舎へ移動し就寝した。

ウ 松橋支援学校（知・肢併置）

- 地震直後は、学校職員と寄宿舎指導員の連携により短時間で避難通路の安全確認が行われ、運動場に舎生を避難誘導することができた。その後、校長の指示で学校職員が体育館の安全を確認した。体育館の安全が確認されたため体育館へ移動し、舎室から布団運び、体育館で一夜を明かした。

エ ひのくに高等支援学校（軽度知的障がい）

- 地震直後は、学校職員と寄宿舎指導員で駐輪場前に舎生を避難させた。その後、舎内の安全が確認されたため、男女別に寄宿舎内ホールへ移動した。
- パニックや過呼吸を起こした生徒には個別に対応し、男子はホールと5、6号室に、女子は15、16号室にそれぞれ集まって就寝した。

オ 保護者への引き渡し

- 4校とも前震発生翌日（4月15日）の早朝までに舎生全員の保護者と連絡が取れ、その日の夕方までに舎生全員を保護者に引き渡した。

(4) 避難所としての対応

ア 避難所としての対応状況

避難者を受入れた6校の概要は以下のとおり。

No.	学校名	受入期間・場所	人数	備考
1	ひのくに 高等支援学校	4/16(土)～4/19(木) 校長 官舎及び作法室	最大20人	・在籍生徒2家族 ・職員家族3家族
2	熊本支援学校	4/16(土)～4/28(木) 体育 館、運動場、プレイルームなど	最大約200人	・地域住民 ・在籍児童生徒4家族
3	熊本かがやきの 森支援学校	4/15(金)～5/8(日) 図書館 前ホール、管理棟廊下、会議室、 体育館など(教室棟は開放せず)	最大約700人(敷地 内駐車場の避難者数 含まず)	・地域住民 ・在籍児童生徒及び卒業生の 14家族
4	松橋西支援学校	14日の地震後 駐車場	数人	・地域住民
5	大津支援学校	4/16(土)～4/30(土) 体育 館、教室など	最大52人	・高齢者と障がい者に特化した 避難所
6	菊池支援学校	4/20(水)～5/9(月) 体育 館など	のべ13人	・在籍児童生徒の家族

イ 避難所となったが、使えない施設があった学校

No.	学校名	施設等
1	熊本支援学校	体育館は避難所として使用できたが、避難者退去後に耐震ブレースの破損が見つかり、その後使用禁止となった。

ウ 多くの地域住民等を受け入れた特別支援学校3校の状況

県立特別支援学校については、避難所として指定されていなかったにもかかわらず、地域住民の方々を中心に多くの避難者を受け入れた学校があった。熊本かがやきの森支援学校(熊本市西区)は前震後、熊本支援学校(熊本市中央区)は本震後に県教育委員会(以下「県教委」という。)施設課から避難所開設の要請があり避難所を開設した。本震直後から、多くの地域住民が避難して来られ、熊本かがやきの森支援学校においては、ピーク時に約700人の避難者(車中泊者は除く。)を受け入れた。

また、大津支援学校(菊池郡大津町)においては、町災害対策本部の要請を受け、高齢者や障がいある方等のための臨時の避難所を開設した。

エ 避難所としてのニーズの変化とその対応

時間の経過とともにライフラインが徐々に復旧したことで、避難者の様子にも変化が見られた。それに伴い避難所としてのニーズも変化していった。ここでは、避難所に求められたニーズを「前震直後」「本震直後から5日間」「5日後から10日目まで」「10日目から閉所まで」「全期間」に分けてまとめる。

○ 前震直後

○前震後は、各校への地域住民の避難はなく、幼児児童生徒及び職員の安否確認、校舎及び学校敷地の被害状況の確認を行い、県教委に報告した。

○熊本かがやきの森支援学校は、県教委施設課からの臨時の避難所の開設要請を受け、避難所を開設した。避難所開設に伴い、管理職が宿直した。

○ 本震直後から5日間

a 学校に求められたニーズとその対応

○熊本支援学校は、県教委施設課からの臨時の避難所の開設の要請を受け、避難所を開設した。また、大津支援学校については、高齢者の方が避難してきたため、校長が大津町の災害対策本部と連絡を取った。その後、大津町から障がい者と高

齢者に特化した避難所の開設を要請されたため、求めに応じて、避難所を開設した。

○最初に、学校施設の被害状況を目視で確認し、避難者を受け入れる場所を設定するとともに安全区域と危険区域に分け、避難者の安全を確保するために、危険区域への侵入がないようにするなど必要な措置を講じた。

○主に、体育館、教室、駐車場及び運動場を避難所として開設。熊本かがやきの森支援学校では、管理職等で協議し避難者のニーズに応じ一般の避難者、在校生・卒業生、ペット同伴の避難者等でのエリア分けを行い周知を図った。熊本支援学校では、地域住民の他に在校生4家族が避難し、うち2家族が体育館での避難生活が困難だったため、プレイルームを提供した。大津町から臨時の福祉避難所の要請を受けた大津支援学校では、避難者の障がい状況や高齢者の家族のニーズに応じた場所を提供し、特に、教室は1家族に1教室を提供した。また、熊本かがやきの森支援学校と大津支援学校では、感染症予防のための部屋や授乳室等を設置したりする対応を行った。



【パンの配給】

○避難所の受け入れ態勢が整う前から、地域の方が多く避難してきたため、対応できる職員で早急に運営方法（避難者の誘導や物資の支給、1日のスケジュール作成等）や避難者の確認方法（受付簿の用意と管理）、職員間での情報の共有方法（ミーティングの実施、情報共有ボードの設置等）等を確立する必要があり、状況に応じた改善（業務内容の役割分担、避難者数の減少に伴う避難場所の移動等）も必要だった。当初は、管理職を中心に運営し、熊本支援学校では、避難所開設当日（4月16日）は管理職1人と職員4人の計5人で、4月17日からは、管理職1人と職員2人の計3人で宿直し、避難者への対応に当たった。

○地震直後は、PTAで備蓄していた水や乾パン等を避難者に提供した。しかし、熊本支援学校と熊本かがやきの森支援学校においては、学校の備蓄品だけでは足りなかったため、発災直後は物資を県教委が運搬したり県の備蓄倉庫に取りに行ったりした。

○避難所開設後は、県教委をはじめ市町にも連絡し、今後の運営方法や物資の支給方法について確認した。併せて、必要物資の洗い出しと、物資の確保についても協議し、必要な物資は近隣の指定避難所に取りに行くようにした。

○大津支援学校には、4月17日に大津町災害対策本部から水やサバイバルパン等の食料が届き始めたが、熊本支援学校と熊本かがやきの森支援学校は、指定避難所ではなかったため熊本市からの支援物資は届かず、近くの指定避難所に取りに行くことを余儀なくされた。

○熊本かがやきの森支援学校には4月18日、熊本支援学校には4月19日から徐々に支援物資が届き始めた。食事の提供については、熊本市から各避難所で行うようにとの連絡があったため、カセットコンロや鍋、紙食器等を確保し、食事を提供できるようにした。熊本かがやきの森支援学校では、混乱を避けるために、年齢による優先順位（第1優先：60歳以上の方、第2優先：小学生未満の幼児、等。）や1家族当たりの個数を決める等、食事の配給方法を決め、避難者に周知し協力をお願いした。

○避難所環境を整えるために、トイレ用水を確保しトイレを使えるようにした。断水は4月20日～25日ごろまで続いた。熊本支援学校と大津支援学校はプールの水を使用したため、当初からポリタンクをリアカーに乗せ、職員が水汲みを行った。一方、熊

本かがやきの森支援学校は、容量 500 t の中水設備を備えていたため、最大約 700 人の避難者を受け入れたにもかかわらず、5 日間は中水設備の水でトイレ用水を賄うことができた。この後は、近隣の学校のプールまで避難者と共に水を汲みに行くことになったが、トイレを衛生的に保つために大変有益であった。

- 熊本かがやきの森支援学校では、近くの避難所での胃腸炎発生を受け、衛生面を保つため手洗い後のアルコール消毒をしっかりと行うこと、配給された食料は、その日のうちに食べ切ること等の感染症予防への注意喚起を行った。
- 断水に加え、停電及びガスの供給もストップしたため、校内の発電機を稼働する必要がある、電気が復旧するまでは、携帯電話の充電や投光器、井戸水を汲み上げるためのポンプの電源として使用した。(電気は4月17日までに復旧)。
- 熊本支援学校と熊本かがやきの森支援学校では、車中泊の方も多く、学校職員の駐車場を確保する必要があった。

b 避難者のニーズ

- 安全な場所に避難することが最大のニーズであった。
- 被災状況によっては、取るものとりあえず避難した方も多かったため、毛布、マット、衛生用品、水、食料、医療用品等へのニーズも挙げられた。
- 携帯電話やタブレット等の情報端末への充電のニーズが高かった。
- 乳児のいる母親からは、授乳室設置のニーズがあったため、授乳室を設置した。
- 持病のある方や病気になられた方、精神的に落ち着けない方については、医務室を設けたり、カウンセリングを行ったりする必要があり、教職員が対応に当たった。
- ペットも一緒に避難したいという方もいた。
- 熊本かがやきの森支援学校では、避難場所に設定した体育館や廊下に避難者があふれたため、教室を避難場所として開放してほしいという要望が挙がった。
- 食事については、刻み食やお粥、ミキサー食提供のニーズもあった。

○ 5日後から10日目まで

a 学校に求められたニーズ

- 避難所生活にも落ち着きが見られ始め、避難者の必要物資が生活に必要な「物」から、「食」に関するものに徐々に移行していった。紙製の食器類、ラップ、カセットコンロ用のガスボンベ等の必要量が増えていった。また、ニーズに応じて刻み食やミキサー食も提供した。
- 感染症対応や授乳室、特別な配慮を要する避難者のエリア分け、職員の執務室の確保等、避難所に必要な機能が増えたため、各エリアの再構築を行った。
- 大津支援学校では、管理職のみでの対応は1週間が限界と判断し、避難所対応窓口が県教委学校人事課になったことで、学校職員による運営に移行した。併せて、学校に避難した職員家族も避難所運営に当たった。運営に関しては、福祉機関等へ避難者を引き継ぐことができるように、町の保健師や地域包括センター職員への情報提供を行うとともに、町災害対策本部とも連携して、体調管理と安全面を第一に考えた運営に心掛けた。
- 避難生活が長期になってきたため、エコノミークラス症候群や気分転換等避難者の心身の健康面への配慮が必要となってきたため、ボランティアによる健康体操や子供向けの読み聞かせ等を行った。
- 多くのボランティアが集まり始め、支援者は日に日に多くなっていったが、入れ替わりも激しく、ボランティアへの対応が必要だった。また、熊本かがやきの森支援学校



【食事配給の様子】

では、マスコミからの取材依頼も増え、混乱を防ぐために窓口を一本化した。それでも対応できなくなったため、対応内容を統一して窓口をメディア毎に分けて対応した。

- 支援物資の量が増え、その対応にも追われた。また、物資に偏りが見られるようになったため、保管スペースを確保し、種類毎に保管するとともに偏りのない配給計画を立てた。
- 熊本かがやきの森支援学校では、4月22日から熊本市職員が派遣されるようになったが、完全に引き継ぐまでは教頭が、担当者毎に避難所運営についての説明を繰り返した。また、運営委員を中心に避難所運営のための勤務体系を整備した。ローテーション化したり、業務毎にチーム分けしたりして、避難所運営がスムーズに行えるような手立てを講じた。

b 避難者のニーズ

- 避難者にも落ち着きが見られ始め、避難者からの要求は少なくなっていった。
- 避難生活が長期化し、体調や精神面への配慮が必要となってきたため、教職員で声掛けやカウンセリング等を行った。

○ 10日後から閉所まで

このころになると、避難者からのニーズへの対応は、ほぼ終わっていた。4月25日に水道が復旧したこともあり、避難者も減少し始めた時期である。

- 避難者の減少に伴い、避難所運営と状況の把握をより効率的に行うため、また、学校再開に向けた諸準備を進めていくために、避難区域を集約する必要が生じてきた。また、それに伴い、移動や避難所閉所に向けた告知の必要性も生じてきた。避難所閉所に向けてよりスムーズに進めていくために、自治会長との連携は不可欠であった。



【子ども限定！お菓子の配付】
近所の駄菓子屋さんのボランティア

- 熊本かがやきの森支援学校では、兵庫県教育委員会の支援チーム「EARTH」の助言を受け、避難所運営を自治体担当者に移行させるとともに、学校再開に向けた避難所閉所について、市や地元自治会長と協議を進めていった。これにより、4月28日からは、避難所の運営を市職員に移行し、5月8日（日）には、避難所をスムーズに閉所することができた。
- この期間、余震が頻繁に続いたため、学校再開に向け改めて学校施設・敷地の状況確認と児童生徒の安全確保のための対策、教室や廊下等の状況回復、さらには必要に応じて清掃や消毒等をする必要があった。各校、5月8日（日）までに、避難者全員の退去が完了した。9日（月）までに最終の安全点検と児童生徒の受け入れ準備を終了し、10日（火）に学校を再開した。

○ 全期間を通して

a 学校に求められるニーズ

- 学校での避難所運営は、学校職員の力が必要不可欠であることが分かった。職員のマンパワーは、閉所まで必要であり、職員の健康面の把握と配慮は欠かせない。熊本支援学校と大津支援学校は、市町からの派遣がなかったため、市町職員と連絡を取りながら避難所閉所まで学校職員が避難者の対応をした。
- 避難所開設早期から県教委、市町や自治会長、近隣の避難所運営者等の関係者との連携が重要であった。熊本かがやきの森支援学校では、兵庫県教育委員会の支援チーム「EARTH」の助言も有益だった。
- 管理職は、避難所運営の他に、県教委への状況報告やマスコミ等外部への対応、さら

には各方面から届く支援物資の対応に追われた。

○避難者への声掛けや接し方については、特別支援学校職員の本領が発揮され、言葉遣いや気配りに対して、感謝の言葉を多数いただいた。避難者の落ち着いた避難所生活のためにたいへん役に立った。

○避難所の衛生面についての課題は、特に、トイレ用水の確保であった。感染症予防のためトイレは衛生的に保つ必要がある。

○避難者間のトラブル回避のための対応策を構築する必要があった。不安感からイライラは募り心のケアが必要であった。飽きがこない食事メニューや健康体操、子供向けのゲーム等、ちょっとしたイベント開催の効果があった。

b 避難者のニーズ

○避難所生活に必要な物資（毛布、マット、衛生用品、水、食料、医療用品等）の確保が必要であった。避難者の物資へのニーズは、日が経過するにつれ変化するため、ニーズの把握と対応も必要であった。

○長期化するにつれ、心身の健康面やプライバシーと快適さへの配慮も必要であった。

※参照【P37 資料3：避難所となった3校の対応等】【P38 資料4：避難所としてのニーズの変化】

オ 避難所運営上の課題

約1か月間の避難所運営を通して、明らかになった課題は以下のとおり。

○避難所運営に対するノウハウ不足により、状況に応じた避難所運営を試行錯誤で行わなければならなかった。

○本震災直後から、多くの避難者が来校したため、限られた数の職員で避難者の誘導をする必要があり、避難場所のエリア分けやペット同伴の方への指示等十分にできなかった。

○避難所運営が落ち着くまでは、管理職が中心になって運営する必要があった。県教委への連絡、マスコミやボランティアへの対応等多忙を極め、負担が大きかった。

○県教委や町から避難所開設の要請を受け開設したが、もともと指定避難所ではなかったため、市町からの支援を十分に受けられなかった。熊本かがやきの森支援学校は、4月22日から徐々に市職員に運営を引き継ぐことができたが、熊本支援学校と大津支援学校は、最後まで学校職員で運営に当たった。



【トイレの衛生面管理】
断水時の手洗いの工夫

○避難者の中には、高齢者や障がいのある方及び病気の方等配慮を要する避難者に対し、避難区域や食事について配慮する必要があった。

○車中泊による避難者の把握が、十分にできなかった。車中泊者向けの名簿の記入と設置場所等課題が残った。また、駐車場所の指定もほとんどできなかったため、学校職員の駐車場所等の確保に苦慮した。

○指定避難所ではなかったため食料や水の支給がなく、指定避難所に取りに行く必要があった。

○学校再開に向け、避難所運営及び避難所の縮小をしながら教室の現状復帰と授業準備を行う必要があった。

○避難所閉所後に残った支援物資（食料やマット、毛布、段ボール等）の整理と保管場所の確保が必要であった。食料については、賞味・消費期限の管理も必要である。

※参照【P39 資料5：避難所運営の課題等】

カ 備蓄について

東日本大震災の教訓を生かし、県立特別支援学校では、学校によっては、最大3日間程度

の備蓄をしていたところもあった。避難者を受け入れた学校においては、地震直後の避難所運営において大変有効であった。以下、この視点から備蓄の使用状況や課題についてまとめる。

○ 幼児児童生徒職員用の備蓄の活用

○地域の方が避難して来られた学校からは、飲料水の備蓄が有益であったとの報告が上がっている。

○少量の備蓄品しかなかったり、多くの避難者を受け入れた学校については、その配付方法に苦慮したとの報告があった。

○ヘルメットや頭巾、懐中電灯等、安全確保のための備蓄が十分ではなかった。このことについては、早急に整備を進めていく必要がある。

○ライフラインの寸断があり、飲料水や食料以外に、発電機やカセットコンロ等のエネルギー源及び衛生面に対する備えも役に立った。

○ 避難者用の備蓄

○特別支援学校は、いずれも避難所に指定されていなかったため、避難者用の備蓄は全くなかった。

○幼児児童生徒用の備蓄品は、地域住民の長期避難には対応できない。特に、授業時間帯の災害発生時は、幼児児童生徒への配付が基本である。地域の方々が避難されてきた場合の必要物資の確保については、今後、県や市町、自治会等関係機関と連携協力していく必要がある。

※参照【P41 資料6：各校の備蓄に係る課題と今後の方向性】



【避難所に届いた支援物資】

(5) 学校再開（5月10日）に向けた取組

学校再開については、各学校の被災状況や避難所運営等により、再開時期や再開準備に要する期間が異なった。県北や県南地域の特別支援学校においては、被害がなく休校しなかった学校や、学校施設の被害も少なくライフラインも確保されていたため、幼児児童生徒とその家族及び職員の安否確認と学校施設及び通学路の安全確認を行った後、本震後早期に学校を再開した学校がほとんどであった。

ここでは、被害の大きかった県央地域の学校及び避難所運営を行った学校についての学校再開に向けた取組をまとめる。

ア 本震発生から4月下旬まで

○本震発生後しばらくは、通信網が不安定な中、確実につながる通信手段（電子メールやライン電話等）を利用して、幼児児童生徒及び家族の安否確認を行い、健康状態や心理面、避難等の有無について情報を収集した。

○4月21日（木）に教育委員会として5月9日（月）までの休校を決定し、各学校は22日（金）に保護者に通知した。

○22日以降、学校毎に家庭及び避難先訪問を開始し、幼児児童生徒及びその家族の健康状態、心理面について情報収集を図った。

○学校によっては、通学経路の状況確認を行った上でハザードマップの作成等を行い、ホームページに掲載して登下校時の注意喚起を行った。

○県の施設課と営繕課の合同チームによる学校施設の点検が実施された。校内の安全区域と危険区域を明確にし、安全対策を講じた。

○県教委では、公共交通機関寸断のため、登校が困難となった生徒を対象としてタクシーを利用した通学支援事業の検討に入った。 ※参照【P16 オ 通学支援事業の立ち上げ】

イ 5月1日（日）～9日（月）

- 学校再開に向けた職員会議を実施し、幼児児童生徒及び家族の健康状態や避難状況の共通理解、学校施設の被災状況の確認及び授業場所（ホームルーム等）の再構築、予定していた学校行事の実施等について検討し、学校再開に向けた方向性を決定した。
- 大津支援学校では、PTA役員に学校再開や学校行事、一斉メールへの登録等、今後の取組について報告し了承された。
- 通学経路（公共交通機関の運行状況、通学路の復旧状況等）の確認及び通学バスの運行（ルートや乗降場所等）について検討し各家庭へ通知した。
- 避難所となった学校においては、避難所閉所に向け、県や市町、自治会との相談を開始。避難者も徐々に減っていったため、避難者受入区域の縮小にも取り掛かり、併せて、授業再開に向け校内の清掃及び教室等の現状復帰に取り掛かった。
- 使用可能な水道の水質検査、ガス漏れ等のライフラインの再点検を実施した。併せて、自校調理場、給食センター等の復旧具合を勘案して学校再開時からの実施が可能かどうか検討した。
- 今回の経験を踏まえた職員による余震発生時の避難訓練を実施した。
- 休校していた11校については、5月10日（火）の学校再開を決定し、各家庭に通知した。避難所となった学校については、市町及び自治会を通じて避難者への避難所閉所を告知し、5月9日（月）までに避難所の閉所を完了した。

※参照【P42 資料7：各校の学校再開に向けた取組】

（6） 学校再開後の取組

ア 各学校の取組

学校再開後の幼児児童生徒の安全確保のために、地震が起きた場合の避難方法について話し合いが行われた。学校再開後は、幼児児童生徒の心の状態等に配慮しながら地震避難訓練を実施した学校も多かった。

また、再開に向け多くの学校にとって課題となったのは、給食の実施であった。学校によっては、地域の給食センター等も被害を受けたため、パンや牛乳など確保できるよう、各機関と調整を行い、補食給食を実施できるようになった。

心のケアに関しては、学校再開後、各校が幼児児童生徒一人一人に対して面接や家族からの聞き取り等で状態を把握した。その他、心のケアが必要と判断した者に対しては、スクールカウンセラーの派遣を要請し、カウンセリングを受けることができるようにした。

※参照【P44 資料8：各校の学校再開後の取組】

イ 授業時数の確保

5月9日（月）まで休校した11校の多くは、1学期の終業式を遅らせたり、2学期を8月中に始業したりするなどの対応を行った。臨時休業に伴い授業を補充する際には、以下のような配慮を行った。

- 保護者に対して今後の授業計画の説明を丁寧に行い、理解を得るようにした。
- 授業時数の確保や学校の被害の状況に応じた対応として行事の精選を行った。5月の早い時期に実施予定であった運動会を中止や延期にした学校や、実施する場合にも、午前中のみスケジュールにしたり、実施場所を変えたりして縮小して実施した学校も多かった。産業現場における実習（現場実習）では、実習先の企業や作業所も被害にあったケースもあり、各校で実習先の状態や受入可能であるかどうかの確認を行った。実習の実施が難しい場合は、実習先を変更して実施したり、延期や期間を縮小したりする対応を行った。

※参照【P45 資料9：各校の授業時数確保に向けた措置】

(7) 各特別支援学校があげた、今後取り組むべき課題

ア 避難を含めた一人一人への支援と外部との連携

- 今回の経験から想定される状況下で避難訓練を実施し、避難時に想定される幼児児童生徒一人一人の状況をまとめておく必要性を感じた。
- 想定外の状況として考えられること（こんなことも起こるんじゃないか。）の洗い出しの必要もある。
- これまでの避難訓練では、幼児児童生徒の安全確保のみに焦点が当たっていたが、教職員の安全確保の方法も考える必要がある。
- 職員間で、日頃から幼児児童生徒一人一人の情報共有が必要である。状況によっては、担任外の幼児児童生徒の避難誘導や避難先での支援が必要な場合がある。
- 非常時の近隣の小中学校や自治会等との連携について、日頃から申し合わせ事項等決めておく必要がある。今回の地震を通して「災害時における避難所等の施設利用に関する申し合わせ事項」を近隣の特別支援学校間で締結した学校や、災害時に帰宅困難になった幼児児童生徒の受け入れを近隣の福祉事業所と申し合わせている学校もあった。
- 保護者への引き渡し方法の整備が必要である。これまでの訓練では、そこまで想定して行っていなかった。

イ 心のケア

- 家庭の被災状況の把握した後に、幼児児童生徒一人一人の心身の状態の把握のために家庭や避難所、福祉施設への訪問を行った。このことに3日ほど要した。
- 年度当初だったため、必要な情報が揃っていなかったり、個人情報の保管場所やハードディスクが被災したりして、必要な情報がすぐに取り出せない学校もあった。
- 感情の表出が苦手であったり、初対面の人とうまくコミュニケーションをできなかったりする幼児児童生徒へのカウンセリングについて、どのように対応していいか悩んだ。
- 聴覚障がいのある幼児児童生徒へのカウンセリングには、手話が必要であるが、対応できるカウンセラーは少ない状況にある。
- 外部カウンセラーの活用については、回数や時間に限りがあるため、どうしても優先順位を付けて対応しなければならなかった。
- 保護者の心理的不安を感じる場面も多かった。幼児児童生徒の心のケアはもとより、保護者の心のケアの必要性も強く感じた。

ウ 教職員のケア

- 家庭も被災しながら学校での避難所の運営、学校再開に向けた準備と多忙を極めた職員も多い。学校再開後も、幼児児童生徒のメンタル面への配慮がこれまで以上に必要となり、再開後も気が抜けない状況がしばらく続いた。そのため、職員のメンタルケアについて配慮が必要であった。
- 避難所運営を行った学校については、管理職や学部主事等の負担が大きかった。

エ 通学手段の確保

- 通学路や利用交通機関等の寸断時の情報収集や通学経路及び通学方法の検討が必要である。
- 通学路のハザードマップを作成していなかった。

オ 進路及び実習先の開拓

○実習時期及び実習先を変更せざるを得ない状況が生じた。幸い実習先を確保することができたが、例年よりも実習先や進路先の状況を踏まえたより丁寧な進路開拓が必要であった。進路開拓については、今後も実習先や進路先の状況を踏まえ、キャリアサポーター^{※1}や進路指導主事のリーダーシップのもと丁寧に進めていく必要がある。

※1 キャリアサポーター：現場実習先の開拓や就職する生徒の社会生活への円滑な移行や、職場定着等の支援等を行う支援員。キャリアサポーターの拠点として熊本支援学校、ひのくに高等支援学校、松橋支援学校の3校に配置されている。

カ 授業時数の確保

○休校期間が長期に及んだ場合、長期休業日の短縮や行事の精選を含めて授業時数の確保を検討する必要がある。その際、授業時数のカウントをより丁寧に行うとともに、各教科等の内容の取りこぼしや偏りがないようにする必要もある。

※参照【P46 資料10:各校の今後取り組むべき課題等】

3 特別支援教育課の取組

(1) 発災後の対応

ア 情報収集

○ 幼児児童生徒、学校の被災状況の確認

○前震直後、各学校長に電話連絡を行い、十分な安全確保の上、学校の被災状況及び幼児児童生徒、職員の安否について確認と報告を依頼。寄宿舎を有する特別支援学校においては、寄宿舎生の安否の確認と避難状況の報告を依頼した。

○本震直後、各学校長に電話連絡を行い、十分な安全確保の上、学校の被災状況及び幼児児童生徒、職員の安否について確認と報告を依頼した。

○4月19日幼児児童生徒、職員の安否確認完了

○ 避難所となった学校の状況の把握(発災直後のみ。後に学校人事課に移管)

発災当初、続々と避難者が集まってきた熊本支援学校、熊本かがやきの森支援学校に消防署等から本課指導主事が毛布、水、パン等の支援物資を運搬した。

○ 休校状況の把握

○休校状況は取りまとめて教育政策課に報告

○被災の程度が大きかった学校への視察

(松橋西支援、松橋東支援、熊本支援、熊本かがやきの森支援、大津支援)

○ 文部科学省特別支援教育課とのやり取り

発災後から、文部科学省へ被災状況等の情報提供及び必要な支援や今後の対応等についてやり取りを行った。

イ 学校の休校措置の決定

被災地の特別支援学校が大きな被害を受けたことや避難所を開設していたことから、各校の足並みを揃えるために県教育委員会として休校措置を決定した。

○「震災に係る休校措置について(通知)」教高第80号 平成28年4月18日

熊本市内の県立学校及び被災状況が深刻な学校は4月22日(金)までの休校を決定した。

○「県立学校の臨時休校及び学校再開の時期について」平成28年4月21日

熊本市内の県立学校、避難所となっている県立学校及び被害が甚大な地域の学校は、5月9日(月)まで休校を継続する旨を通知した。

(2) 各種会議の中止や延期について

地震の影響で、中止や休止、代替実施とした本課主催の研修、会議等は以下のとおり。

ア 中止したもの

○教科書事務等説明会

○校長面接

○部主事・研究主任・教務主任等会議

○広域特別支援連携協議会(2月実施分)

○熊本県特別支援学校医療的ケア運営協議会(2月実施分)

イ 休止したもの(被災した特別支援学校のみ休止)

○地域特別支援教育相談会

○特別支援教育基礎講座

ウ 縮小実施したもの

- 小中学校、高等学校のすべての教員（管理職、特別支援学級担任及び通級による指導担当教員を除く）を対象とし、4年間かけて実施する特別支援教育指導力向上研修は、今年度は初任者のみの実施とした。

エ 代替実施としたもの

- 特別支援学級等新任担当者説明会は、特別支援教育基礎講座で代替実施した。

(3) 学校再開に向けた取組（～5月9日）

ア 学校再開へのプロセスを検討

- ①児童生徒等・職員の安否確認
- ②学校施設の安全確認
- ③水・電気・ガス等ライフラインの復旧状況の確認
- ④避難所の対応と収束に向けた各校の進捗確認
- ⑤断水後の水質検査の実施

イ 被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について周知

- 「平成28年(2016年)熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」28文科初第163号 平成28年4月18日付け
被災した児童生徒の就学機会の確保、教科書を滅失・棄損及び転入学した場合の無償給与等について通知した。

ウ 教科書等の破損に係る手続き

災害救助法を所管している健康福祉部と調整し、同法に基づき、被害を受けた教科書と教科書以外の学用品を再給与することとした。

○ 教科書の給与について

- 「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について(通知)」平成28年4月18日付け教高第82号にて、県立特別支援学校に対して教科書に関する被害の状況を報告するよう通知した。
- 「平成28年(2016年)熊本地震に伴う教科書事務に関する留意事項について」平成28年4月26日付け事務連絡にて、県立特別支援学校に対して、被災により喪失又は損傷した教科書の給与について通知した。
- 「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等に係る対応について」平成28年4月22日付け事務連絡にて、各校が教高第82号の報告を行う際、被害を受けた家庭への配慮点や対応について通知した。
- 5月16日、教高第82号で各校が報告してきた「被害を受けた児童生徒名と教科書の明細」を健康福祉部へ提出。報告後、健康福祉部は、予算を編成し特別支援教育課に令達した。(教科書に被害を受けた児童生徒数：熊本聾学校2名、松橋西支援学校3名、松橋支援学校3名の計8名)
- 「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について(通知)」平成28年5月20日付け教高第82号の2にて、各校へ申請のあった教科書の再給与を行う旨通知した。
- 特別支援教育課から再給与する教科書を一括購入し、各校へ送付した。(最終的な児童生徒の受領日：松橋西支援学校5月16日、熊本聾学校同19日、松橋支援学校同24日)

○ 教科書以外の学用品の給与について

- 「平成 28 年熊本地震により喪失又は毀損した教科書以外の学用品の調査について(依頼)」平成 28 年 5 月 16 日付け教特第 67 号にて、各県立特別支援学校に対して教科書以外の学用品に関する被害の状況を報告するよう依頼した。
- 5 月 30 日、教高第 82 号で各校が報告してきた「被害を受けた児童生徒名と教科書の明細」を健康福祉部へ提出した。(教科書以外の学用品に被害を受けた児童生徒数：熊本支援学校 2 名、松橋西支援学校 2 名、松橋支援学校 1 名、大津支援学校 1 名の計 6 名)
- 「平成 28 年熊本地震により喪失又は毀損した教科書以外の学用品(文房具、通学用品及びその他の学用品)の給与について(通知)」平成 28 年 6 月 3 日付け教特第 67 号の 2 にて、各校に対して該当児童生徒に給与が可能となったことを通知した。
- 健康福祉部から各校に対して教科書以外の学用品を購入する予算を令達した。
- 各校が令達された予算を使って、教科書以外の学用品を購入し、該当児童生徒に給与した。(最終的な児童生徒の受領日：熊本支援学校 6 月 24 日、松橋支援学校同 28 日、松橋西支援学校 7 月 11 日、大津支援学校同 13 日)

エ 学校再開の手続きについて周知(学校再開協議書を添付)

「熊本地震における被災地等の学校の再開について」平成 28 年 4 月 26 日付け事務連絡で、学校再開協議書をもとに再開に向けての協議を実施する旨を通知した。

別紙様式 1		学校再開協議書		作成時点	年月日() 時
学校名		再開予定日		年月日()	時
現時点での被災状況					
職員	自宅での生活(うち車中泊)	避難所での生活(うち車中泊)	親戚等宅での生活数	その他	
勤務できない職員数					
所属数	管理職・事務職	教諭、養教、実教、講師、非常勤	看護師・調理人・サポーター	その他	
勤務不可数					
勤務できない者の状況					
その対応					
学校再開に向けた諸項目の進行状況(5、6、7は該当校のみ回答)					
No.	項目	状況		備考	
1	ライフラインの復旧確認	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
2	通学路の安全確認	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
3	通学バスの運転確認	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
4	給食の実施確認	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
5	危険区域の撤去等	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
6	再開の避難民への説明	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
7	避難場所とのすみ分け	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
8	保護者への通知準備	<input type="checkbox"/> 済み	<input type="checkbox"/> 一部進行中		
9	転出予定者	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり		
10	転入予定者	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり		
授業時数確保に向けた取組の予定					
※各校の取組を具体的に記入願います。 例：授業時数確保のため、7月の第5週まで授業を実施。					
その他の協議が必要な事項					
※事業再開後の授業措置等について記入願います。 例：授業開始後1週間は、完全給食が難しく朝食給食であるため午後1時30分下校とする。					
施設面の安全確認					
※この部分は本課で記載します。					

オ 通学支援事業の立ち上げ

○ 事業目的

阿蘇地域の公共交通機関（JR、南阿蘇鉄道）が被災したため、阿蘇地域から他地域の特別支援学校に公共交通機関を利用して通学している児童生徒に必要な代替交通を確保する。

○ 概要

阿蘇地域から阿蘇地域外に通学する児童生徒 21 人の内、通学支援が必要な 13 人の代替交通手段として、タクシーを借り上げる。

○まずは、高等学校と同様、JR九州によるバス輸送や高校教育課が運行する熊本県臨時通学バスの利用を検討。

○障がいの程度が重い児童生徒や熊本県臨時通学バス等の運行のない日などは、交通機関が復旧するまでの間、タクシーでの通学支援を行う。

○ 通学支援開始までの手順

①学校へ事業説明

②学校から、利用保護者へ事業説明

③利用申請の提出・承認

④タクシー利用生徒へ、乗車の方法、マナー等について事前指導

⑤運行開始

○ 開始日

学校名	開始日
大津支援学校	平成 28 年 5 月 18 日
ひのくに高等支援学校	平成 28 年 5 月 27 日

○ 運行区間・利用頻度・代替交通

学校名（人数）	運行区間	利用頻度	代替交通（台数）
大津支援学校 （3人）	高森駅～白水高原駅～JR 肥後大津駅	毎日往復	タクシー（1台）
ひのくに 高等支援学校 （10人）	JR 内牧駅→JR 市ノ川駅経由→JR 肥後大津駅	（帰舎時）	タクシー（3台）
	ひのくに高等支援学校→JR 阿蘇駅	（帰舎時）	
	南阿蘇白川水源駅→JR 肥後大津駅	（帰舎時）	
	JR 阿蘇駅→JR 肥後大津駅	（帰省時）	タクシー（1台）
JR 宮地駅→JR 肥後大津駅	（帰舎時）		

○ 開始当初学校が配慮したこと

通学支援事業を利用する保護者には、事前説明会で、欠席等で利用しない場合の連絡とその際の乗車券の受け渡し方法を確認した。

タクシー業者には、障がいのある生徒が乗車するため、生徒とのやりとりは丁寧にさせていただくとともに、長時間の通学となるため、生徒の様子にも気を配っていただくようお願いした。

○ 経費

被災児童生徒就学支援事業から、国庫補助 2/3、残りの 1/3 は交付税措置された。

○ 利用状況

2校とも学校、家庭及びタクシー運行会社が連携を丁寧に取っており、順調に事業を実施している。特に、保護者からは本事業に対する感謝の声が上がっている。

(4) 熊本地震に係る特別支援学校教員等派遣事業の立ち上げ

被災の大きかった地域の現状報告を受け、被災地域の小中学校で特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援を行うこととした。

取り急ぎ、5月23日から、被害の大きかった益城中央小学校に本課指導主事1人を、広安小学校に支援エリア担当である松橋東支援学校の特別支援教育コーディネーター1人を派遣して支援を開始した。この派遣を通して、他校を含め継続した支援が必要と判断し、平成28年5月27日付け教特第88号「平成28年熊本地震に係る特別支援学校教員等派遣事業について」で政令市である熊本市を除く県内の小中学校に要請に沿って支援に入ることを通知するとともに、特別支援学校には、要請があった際には職員を派遣するよう依頼した。その結果、小学校10校、中学校3校から派遣依頼があり、12月末までに延べ249人の教員等を派遣した(表3)。派遣期間は、短い学校で1日間、長い学校では、約8ヶ月間にわたった。

表3 派遣延べ人数 (H28.12.26現在)

益城中央小学校	広安小学校	大津小学校	その他10校
132人	51人	37人	29人

【具体的な支援内容】派遣後の報告から抜粋

- 児童生徒への支援について助言
- 支援が必要な児童生徒が在籍している学校・学級への補助支援
- 学校や保護者へ児童生徒のニーズに沿った相談ができる関係機関の紹介
- 子供の様子や対応等、震災後不安を感じる保護者への助言
- 想定していた業務ではないが、登下校の見守り、保護者送迎の車の整理、給食準備等、学校からの依頼に応じて対応した。

【今後必要と思われる支援】派遣者の事後報告から抜粋

- 【具体的な支援内容】で実施した内容については、今後も必要に応じて巡回相談等を通じて支援していく。
- 教員も被災しながら、児童生徒のために通常とは異なる業務に取り組んでいる。教職員の心のケアやストレスマネジメントも必要と思われる。
- 一定期間後に不安が出てくる児童生徒がいると考えられる。引き続き、心のケアや支援が必要である。

【派遣事業以外で盲学校及び熊本聾学校が行った外部支援】

盲学校と熊本聾学校では、派遣事業以外にも学校独自に外部支援ボランティアを行った。

○盲学校が行った支援

4月19日から5月8日まで、点字図書館を拠点に社会福祉法人日本盲人福祉委員会と連携して支援を行った。支援には学校から約10人ずつの職員が出向き、県や熊本市から情報を得て、視覚障がいのある方一人一人に電話連絡をし、孤立している方の掘り起こしと必要な支援について聞き取りを行った。また、必要に応じて必要な物資を届けたり眼科医を紹介したりした。

○熊本聾学校が行った支援

益城町立益城中央小学校に、夏季休業中から年度末まで月2回のペースで環境整備ボランティアを行った。「チーム熊聾応援隊」と名付け、校内の除草やガラス片の撤去、花苗植えや校舎内の整備等「できるときに、できる人が、できることを」お手伝いした。

(5) 心のケア

ア 幼児児童生徒の実態把握

○ 初期対応（学校再開後の実態把握）

- 平成 28 年 5 月 10 日付け教高第 191 号『「平成 28 年熊本地震」後における幼児児童生徒の心のケアについて』を通知し、添付した「心と体のチェックリスト」等を活用し、専門家による心のケアが必要な幼児児童生徒数（5 月末時点）を把握した。（表 4）
- 平成 28 年 6 月 29 日付け教政第 400 号で「心のケアや家庭への支援が必要と考えられる児童生徒について」を通知し、継続して心のケアが必要な幼児児童生徒数（6 月末時点）を把握した。（表 5）

表 4 平成 28 年 5 月 10 日付け教高第 191 号による調査結果

時 点	SC ^{※2} による心のケアが必要な児童生徒数（人）	SSW ^{※3} によるアセスメントが必要な児童生徒数（人）
H28. 5. 20	41	5

※2 SC：スクールカウンセラー ※3 SSW：スクールソーシャルワーカー

表 5 平成 28 年 6 月 29 日付け教政第 400 号による調査結果

時 点	A：地震の影響で、学校再開後「心のケア」が必要と判断した人数	B：Aのうちカウンセリング等を実施した人数	C：Aのうち継続的なケアが必要と判断される人数	D：地震の影響で家庭への支援が必要と思われる人数	E：DのうちSSWの支援を行った人数
学校再開時 H28. 5. 10	71	27	9	10	1
H28. 6. 30	50	42	14	8	4

○ 中長期対応（地震発生後半年経過）

- 平成 28 年 10 月 31 日付け教高 1177 号「平成 28 年熊本地震に係る児童生徒の心のケア等について」を通知し、継続又は新規で専門家による心のケアが必要な児童生徒数（11 月 7 日時点）を把握。（表 6）

表 6 平成 28 年 10 月 31 日付け教高第 1177 号による調査結果

時点	A：地震の影響で心のケアが必要と判断した人数 [6 月 30 日現在]	B：Aのうち 11 月 7 日までに SC によるカウンセリングを実施した人数	C：11 月 7 日時点で依然として地震の影響で SC による心のケアが必要と判断した人数 (継続支援・新規支援を含む)	D：地震の影響で家庭への支援が必要と思われる人数 [6 月 30 日現在]	E：Dのうち 11 月 7 日までに SSW の支援を行った人数	F：11 月 7 日時点で依然として SSW の支援が必要と判断される人数 (継続支援・新規支援を含む)
H28 11. 7	47	42	20	10	6	2

イ SC及びSSWの派遣

○ 緊急派遣（学校再開準備）

- 平成 28 年 5 月 6 日『平成 28 年熊本地震に係る県立学校「スクールカウンセラー等緊急

配置事業』について』を通知し、緊急性が特に高いものは電話、メールにて対応できる体制を整備した。

○ 初期対応（学校再開時の派遣）

○ 5月末時点でのSCによる心のケアが必要な6校の41名（表4）の幼児児童生徒に対して、7名の臨床心理を派遣し、延べ18回48名の幼児児童生徒に対してカウンセリングを実施した。

○ SSWに関しては、熊本大学医学部附属附属病院発達障がい医療センターの精神保健福祉士及び高校教育課で任用しているSSWを申請があった学校にそれぞれ派遣した。

○ 中長期的対応（2学期以降）

11月7日時点でのSCによる心のケアが必要な3校の20名（表6）の幼児児童生徒のうち、SCの派遣依頼のあった2校に対し、延べ3回9名の児童生徒に対してカウンセリングを実施した。

○ 幼児児童生徒の障がい特性への対応

今回のSC及びSSWの派遣に関しては、保護者及び学校から「幼児児童生徒の障がいに対する理解のある臨床心理士」を派遣してほしいという要望があがった。

そこで、熊本県臨床心理士会に相談し、「手話のできる聾学校職員（県外）」「大学の特別支援教育担当教授等」「発達障がい等に対する相談を専門的に行っている児童精神科職員」といった特別支援教育の専門性の高い臨床心理士を派遣することができた。中でも、熊本聾学校へ派遣した長崎ろう学校の手話のできるSCは非常に有効であり、手話による丁寧なカウンセリングを通じて、幼児児童生徒の心の安定につながったという報告があった。

やがて発災から1年が経とうとしている。この間、心のケアが必要な幼児児童生徒の数は減少してきており、3学期はSC・SSWの派遣依頼はなかった。

ウ 心のケアサポート会議（義務教育課・高校教育課・熊本市教育委員会との連携）

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課及び熊本市の担当者、並びにスーパーバイザーとして県内の児童精神科医、臨床心理士、学識関係者（特別支援教育）、県外（宮城県、兵庫県）の児童精神科医及び学識関係者（臨床心理士）を交え、心のケアサポート会議を実施（第1回：平成28年8月10日（水）、第2回：平成29年1月23日（月））した。この会議では、県内の幼児児童生徒の地震後の状況の把握及び心のケアについて意見交換を行い、今後の取組について検討した。

○ 夏休み明けの学校再開に向けた取組

中長期的な心のケアを想定した『「くまもと・子どもの自己回復力」を高める授業展開例—熊本地震中長期（9月～10月）版一』及び手引き（養護教諭用）、保護者から見た心と体のチェックシートを作成し、各特別支援学校へ送付した。

○ 学年間、校種間の移行支援及びアニバーサリー反応^{※4}に対する取組

○ 継続した心のケアが必要な幼児児童生徒に関して「熊本地震に関する心と体の個人記録票」を作成し、学年間、校種間の移行支援の資料として確実に引継ぐよう要請。

○ 地震発生からの1年経った4月14日、16日を迎えるに当たり、幼児児童生徒の心のストレスを緩和するための『「くまもと・子どもの自己回復力」を高める授業展開例—熊本地震アニバーサリー反応（4月）版一』及び保健室掲示用ポスター、保護者から見た心と体のチェックシートを作成し、各特別支援学校へ送付した。

※4 アニバーサリー反応：災害が起こった周年日などの節目で、報道などを通じて被災者が震災の状況を思い出し、いったん治まっていた心身の異常が再燃すること。

(6) 学校訪問

ア 目的

熊本地震で被災した特別支援学校を訪問し、被災状況、対応の経過等を確認し、学校運営、教育活動等の諸問題を解決するために必要な指導及び助言を行うことにより、当該校の今後の教育環境の整備及び教育活動の充実を図る。

イ 対象校

熊本地震により被害及び長期休校があった12校

ウ 協議内容

- 震災で明らかになった課題と今後想定される課題
- 今後備えておくべきこと
- 課題解決に向けた方策

エ 実施期間

平成28年7月～10月

4 熊本地震で得た教訓

(1) 安全・安心な学校生活に向けて

各学校の防災マニュアルには、今回のような震災を想定していなかった。そこで、各校においては熊本地震の経験を基に、学校毎に地域や幼児児童生徒に対応した学校防災マニュアルの点検、再構築が必要である。

各校においては、以下の点から自校の防災マニュアルを見直し、職員に周知を図ることが必要である。

ア 連絡体制の再構築

今回は2度の大きな地震が夜間に起きたことから、幼児児童生徒の学校での被災はなかったが、安否確認に時間を要した学校もあった。また、入学後、まもなくの発災であったため、連絡体制が完全に整っていない学校もあった。様々な課題の中、各校の連絡体制について以下のような再構築を行う必要がある。

○ 校長の緊急連絡先の把握

特別支援教育課において校長の携帯電話番号及びメールアドレスの把握が十分ではなく、発災直後の校長への連絡に戸惑ったことから、年度初めに校長の緊急連絡先を把握しておく必要がある。

○ 少なくとも2系統の情報伝達手段が必要

電話の不通状態が続き、電話連絡が困難であったことから、学校から職員や児童生徒への連絡は、学校からの一斉メールやLINE等のSNSを利用した連絡網等、少なくとも2系統の連絡体制を持つことが必要である。

○ メール配信による一斉周知ができる体制が必要である。

学校からの連絡が届かなかった教職員や保護者がいたことから、教職員や保護者へ一斉に周知できる体制を確立する必要がある。

また、今回の地震では、在籍している幼児児童生徒が入所している福祉施設代表者にも安否確認等で連絡をとる必要性が生じたことから、一斉メールの登録者に含める必要がある。

一斉メールへの未登録や使用している携帯電話の都合のためメール受信ができない保護者への個別対応方法を確立すること、管理職から指示ができない場合の対応の確立も必要である。

○ 職員向け、保護者向けの緊急連絡の訓練を実施する必要がある。

○ 新入生等を含めた連絡先一覧の早期作成

新転入生とその家庭及び転勤者を含む連絡先一覧を前年度末までに作成する。

○ 緊急連絡簿の保管場所を取り出しやすい場所に複数確保する必要がある。

災害の発生に伴い、書棚が倒れることによる書類の散乱があることから、個人情報の管理に配慮しつつ、複数の緊急連絡簿保管場所を確保し、職員に周知しておく必要がある。

また、電磁媒体に個人情報等を保管している場合、定期的なバックアップや、別の場所に媒体を変えて保管するなど、保管方法を工夫し、情報を確認できる状況づくりを行う必要がある。

○ 安否確認システムを確立することが必要である。

震度6以上の場合、管理職の指示がない場合でも幼児児童生徒の安否を確認し、自身の安否も含めて報告するシステムを確立する必要がある（職員→部主事→教頭→校長）。

○ 緊急時の配信メール等の文案を作成しておく必要がある

大きな被災により、緊急時に管理職が学校に到着できない可能性があるため、あらかじめ可能な限り、緊急時に配信するメール等の文案を作成して備えることが必要である。

イ 家庭との連携方法

今回の発災により家庭との連携は一層の充実が必要であることが分かった。各家庭への連絡が確実になるように、複数の連絡先を把握しておく必要があるため、あらかじめ、以下のような取組を行っておくことが必要である。 ※参照【P48 資料11:緊急時連絡先カード】

○ 一斉メールへの登録

保護者の一斉メールへの登録を行い、緊急時の連絡手段の最優先として共通理解を図る。

○ PTAと連携した緊急連絡体制の整備

訓練や一斉メール登録について学校と、保護者が同じ歩調で取り組めるようPTAとの連携強化を図る。

○ 家庭の状況把握

幼児児童生徒の家庭状況や非常時の避難場所についてできる限り把握しておく。

※参照【P48 資料11:緊急時連絡先カード 資料12:通学カード】

○ 個別の教育支援計画への記載

個別の教育支援計画にも、自宅の最寄りの避難所となる施設及び連絡先を記載する。

○ 引き渡しカードの作成

幼児児童生徒が学校で被災した場合、混乱状況の中でも確実に保護者等に引き渡すための引き渡しカード等の作成とシステムづくりを行う。また災害の種類や被災状況別に保護者等への引き渡しの判断基準も設定する。 ※参照【P48 資料13:引き渡し確認書】

○ 通学生の避難経路及び避難手段の確認

a 登下校時の避難経路及び公共交通機関の運行状況の確認

通学生においては、登下校時に被災した場合の避難経路、避難手段を確認しておく。場合によっては、学校（家庭）に引き返すことや近くの避難所に避難することも想定しておく。また、鉄道・バス等の公共交通機関の運行状況の把握に努め、保護者等に情報を提供できるようにする。

b 通学路ハザードマップの作成

熊本地震では、通学路も大きな被害を受けた。通学路のハザードマップについては、これまでは一般的な危険箇所、通学時の安全確認事項の記載に留まっていたが、家庭にも情報提供を依頼し、通学路の被災状況も踏まえたハザードマップの作成が必要である。これには、登下校時に災害が起きた場合の避難場所や、緊急時の連絡場所や方法についても記載する必要がある。 ※参照【P48 資料11:緊急時連絡先カード 資料13:通学カード】

ウ 物資の備蓄

今回の被災から3日経過すると物資の調達が可能となったところが多かった。幼児児童生徒の状況や現場の状況に応じて、発災時速やかに対応できるよう、3日分の必要な物資を保管しておくことが必要である。

○ 幼児児童生徒職員用の備蓄

○PTAや同窓会等と協議し幼児児童生徒分の最低3日間の飲料水と食料等、幼児児童生徒のニーズも勘案して備蓄する必要がある。職員分も同様である。

○飲料水や食料以外に毛布や発電機、簡易トイレ等の衛生用品についても、避難所運営をした特物支援学校のデータから、最低3日間の幼児児童生徒職員分に必要な量を算出し備蓄する必要がある。

○衣服や薬（投薬指示書等関係書類も含め）等、幼児児童生徒個人の備蓄（防災リュック）を学校に保管し、季節毎に中身の入れ替えを保護者に依頼する。食料や飲料水、衣服と薬については、3日分の準備をお願いする。寄宿舎も同様に準備する。

○医療的ケアが必要な幼児児童生徒には、より細かな備蓄体制を進める。

○屋外避難を想定しテントや雨合羽、屋外用マット等の備蓄も必要である。



【医療的ケアが必要な
児童個人の備蓄品】

○ 避難者用の備蓄

○市町と避難者用備蓄倉庫の設置についても協議する必要がある。また、備蓄品の使用についても市町と協議を進め、原則として幼児児童生徒職員用の備蓄品を避難者用に使用しないでよいようにしておく必要がある。

○飲料水や食料だけでなく、炊き出し用の炊飯用品や毛布、マット、発電機や懐中電灯等、避難所運営のために必要な備品についても備蓄しておく。

○障がい者や高齢者、病気の方などが避難してくることも想定した備蓄が必要である。

○ 備蓄物資一覧表の作成等

○食料・飲料水・毛布・濾過器・非常用発電機等の災害用品等の品名、数、消費期限等を記載した備蓄物資一覧表を作成し、所定の場所に保管するとともに、避難訓練等において定期的に個々の物資の点検を行う。また、被災状況によっては、停電・断水・孤立などの最悪な環境に置かれることを想定し必要な物資をリストアップし、備蓄しておく。

※参照【P48 資料 14:災害時備蓄品一覧】

○ 備蓄物資の保管

分かりやすく確実に持ち出せる場所に備蓄品を収納するため、教室等の使用状況や地震による校舎への被害等を想定し、備蓄場所を再検討する必要がある。保管場所の鍵は、その保管場所を誰にでも分かるよう職員室等に掲示する。

また、通学バスを使用する学校においては、通学バス内にも緊急連絡対応用の携帯電話、携帯トイレ、緊急連絡表、救急用品などを常備しておくことも考慮する。

○ 備蓄品の使用手順

災害時の備蓄品の使用について、使用順序や配付方法、発電機等の使用方法等を示した備蓄品用のマニュアルを作成し、職員間で共通理解を図ったり、備蓄品使用訓練を実施したりする必要がある。

○ 防災頭巾及びヘルメットの常備

防災頭巾、ヘルメットは、幼児児童生徒及び教職員分を確保し、特別教室等にも予備のヘルメット等を常備できるようにする。普通教室及び特別教室内で授業時等に災害発生があった場合に速やかに使用することができるよう、保管場所を幼児児童生徒及び教職員が共通理解を図っておく。

○ ライフラインの確保

トイレ用水として、プールの水や雨水、川の水などを利用できる環境を整える。

電気については、発電機を利用できる環境を整える。情報源となるラジオや携帯電話、幼児児童生徒が日常的に利用する電気を必要とする器具（吸引器、電気毛布等）、投光器等を速やかに利用できるようにする。

ガス等については、カセット式ガスボンベや灯油等を備蓄するとともに、いつでも使える状況を保つため定期的な点検も必要である。

○ 衛生面の確保

トイレの手洗い場へのアルコール消毒液の設置や炊き出し職員の使い捨て手袋・マスク着用、避難場所の定期的な清掃等による衛生面への配慮も必要である。状況に応じて、感染症発症者対応の部屋も必要である。

エ 施設の管理、教室配置への配慮等

今回の地震では、耐震補強等の整備がされ、校舎が倒壊するような被害はなかった。一方で、校舎内の天井材や照明、収納棚等に対する補強が不十分で、災害発生時における収納棚の転倒や器物の落下等から幼児児童生徒の安全を確保するという課題が残った。このことを踏まえ、緊急対応を効果的に行うためには、以下のような日常の施設管理及びその積み重ねが大切である。

○ 危険と思われる設備の把握と対応

照明器具・重量物・化学薬品の落下防止、ガラスの飛散防止、建物の倒壊等震災時に危険と思われるものへの対応と点検を行う。

地震によって、ドア、引き戸は開かなくなることもあるので、複数の避難経路を用意しておく。

○ 収納棚やテレビ等の転倒防止

地震が起きた際に、転倒の可能性があると思われる収納棚やテレビ等の備品に関しては、壁にビス止めしたり柱にベルトで固定したりするなどの転倒防止対策を確実に行う。

○ 火気管理

火気管理と初期消火ができる体制を構築しておく。

○ 教室配置

車椅子使用が多かったり、移動に時間がかかったりする学級は、避難指定場所にすぐ避難できる場所に配置しておく。

○ 校舎等の鍵の保管

校舎等の鍵の保管については、教職員の誰がどの鍵を所有しているのか、どこに保管しているのか共通理解を図り、被災した場合、教職員の誰でもすぐに鍵を使用することができるようにしておく。

○ 近隣の学校や福祉施設等との連携

学校施設や敷地の安全が確保できなくなった場合に備えて、安全近隣の学校や施設、事業所等の安全な場所への避難ができるように日頃からの外部との連携協力を図っておく。

オ 校内防災体制の推進

今回の地震は、夜間の発生であった。寄宿舎設置校においては、宿直等の対応をしていた教職員及び寄宿舎指導員の的確な判断により、児童生徒及び教職員が安全に避難することができた。その際、学校外に避難場所を求めた学校もあった。このように避難場所は必ずしも校内とは限らない。よって、学校の防災計画はもちろんだが、地域と連携した防災計画及びその運用についても十分考慮しておく必要がある。このことを踏まえ、災害に強い学校づくり及び地域との連携を進めていくには、学校において以下のような防災体制づくりが大切である。

○ 全体計画及び年間計画の策定

幼児児童生徒の発達段階に応じて、学校安全全体計画及び年間指導計画を作成し、学校教育全体を通して防災教育を実施する。その際、地域の防災計画との関連を図っておくことも重要である。

○ 避難訓練

避難（防災）訓練は、年間を通して教育課程に位置づけて計画的に実施する。具体的には、幼児児童生徒の障がいの状況及び地域の実情に即することになるが登下校中や放課後など多様な場面や状況を想定するとともに、家庭や地域住民、関係機関との連携を密にして実際起こりうる状況を設定し実施する。

○ 宿泊訓練

被災状況によっては、避難所で幼児児童生徒が寝泊まりすることも想定されるため、例えば、校内で避難場所となるような施設での宿泊訓練を実施し、幼児児童生徒の経験値や教職員の対応力等を高めておく必要もある。

○ 教職員研修

災害発生時に幼児児童生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた教職員一人一人の的確で臨機応変な状況判断と機敏な行動力が求められる。教職員の危機管理意識や対応能力などを高めるための研修を実施する必要がある。また、地域と連携した研修を設定することも考慮する。

○ 防災型コミュニティ・スクールの推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を基に、防災の視点から学校を支える「防災型コミュニティ・スクール」を推進していく必要がある。

※参照【P31 ウ 防災型コミュニティ・スクールの導入】

（2）心のケア

特別支援学校においてもSC及びSSWの派遣は非常に有効であることが分かった。

その理由は2つある。一つは、SC等の専門性の高さである。今回の派遣では本人だけでなく保護者の安心にもつながり、保護者の安心は結果として本人の安心にもつながった。もう一つは、専門的かつ客観的な視点は特別支援学校の職員にとっても学ぶところが大きかったことである。加えて思春期の高等部の生徒には「普段知らない人だから」本音で話せるという報告もあった。

一方で、臨床心理士の派遣にはある程度の時間を要した。このことを踏まえ、緊急性を伴う心のケアを円滑に行うには、心のケアに関する日頃の体制づくりや緊急時への対応をマニュアル化（窓口の一元化等）しておくことが重要である。

ア SC及びSSWの人材確保と体制づくり

県立特別支援学校では、各学校からの要請に応じて高等学校に配置されているSCを派遣する体制となっている。

今回の熊本地震では、多様で大規模なニーズへの対応のため人員不足となり、特別支援教育の専門性の高い臨床心理士や聴覚障がいの児童生徒のための手話のできるカウンセラーといった人材の確保に苦労した。これを教訓として、普段から非常事態の心のケアに関して県内外の人材の派遣要請ができるようなシステムを構築しておく必要がある。

○ 特別支援教育の専門性が高い臨床心理士をリストアップし、緊急時に派遣依頼ができるような協力体制を構築

○手話ができる臨床心理士のリストアップ

○特別支援教育の専門性（障がい特性への理解）のある臨床心理士のリストアップ

○平時からの臨床心理士による心のケアに関する職員研修や幼児児童生徒に対するソーシャルスキルトレーニング等の実施を通じた学校と臨床心理士の関係づくり

○ 派遣に関する手続きの明確化・簡素化

○県では、派遣に関する書類上の手続きは高校教育課が行ってきた。今後はスムーズ

に手続きが行えるよう、特別支援学校への派遣については、特別支援教育課で行うこととした。

イ 支援のノウハウの蓄積と共有

阪神淡路大震災、東日本大震災、そして今回の熊本地震とそれぞれの地震に関する規模や被災状況等の類似点と相違点を明確する必要がある。その上で、過去の地震の教訓が生かされた部分、そうでない部分を検証し、課題に関しては改善及び解決方法まで検討する必要がある。

○ 今回の地震対応で過去の取組を参考にしたもののリストアップ

例) 心ケアのアンケートは〇〇県の書式が有効だった 等

○ 熊本県独自の取組はその成果を検証した上で、共有化を図る

例) 「くまもと・子どもの自己回復力」等の取組は今後、県のホームページ等でダウンロードできるなど、他都道府県が必要な時に活用できるようなシステムを構築

○ 中長期的な支援の継続と分析

東日本大震災では、震災3年後に、被災した子どものおよそ30%にPTSDの症状が見られたという厚生労働省の調査結果もあるように、今後の継続した支援とそのケアについてのノウハウ及びデータを蓄積していく必要がある。

ウ 幼児児童生徒の実情に配慮した取組

特別支援学校に在籍する児童生徒等の実態は多様で、情報を得る手段が限られていたり、移動に時間を要したり、慣れない環境や集団の中では落ち着かなかつたりする。また、感染症対策や医療的ケアが必要な場合もあるため、衛生管理、体調管理にも細心の注意を払う必要がある。さらに、特別支援学校の中には、医療機関や福祉施設に隣接している学校もあり、幼児児童生徒等は自宅からだけでなく病院や養護施設等から通学する場合もある。また、自宅が遠方の場合、出身地域が広範囲で寄宿舎で生活する児童生徒も在籍している。

学校再開後のアンケート調査により、心境を表現できる児童生徒からは「なかなか眠れない、すぐに目が覚める」「揺れで建物がきしむ音で不安になる」という声が聞かれ、学校再開後の避難訓練で涙ぐむ幼児児童生徒もいた。障がいの状況によっては、感情の表出が分かりにくかったり、初対面の人との会話ができなかつたりするため、外部のカウンセラーにつなげていくことが難しいケースもあった。また、一時的に被災地域外へ避難したケースもあった。このような状況にあったことを踏まえ、以下のような取組が必要である。

○ 幼児児童生徒の心のケアにしっかりと対応するため、教職員の心身の健康に留意する。

○ 担任を中心に個別対応を基本として状況把握やカウンセリングを行ったが、教職員がカウンセリングマインドを学ぶ研修も必要である。

○ 重度重複障がいのある幼児児童生徒は、意思の表出が困難なことが多いため、担任等が日常の状態をしっかりと把握しておき、体調の変化や細かな動き等を読み取る力を備えておく必要がある。状況把握に際しては、担任・保護者間のやりとりによる情報収集を欠かさないよう心がける。

○ 聴覚障がいのある幼児児童生徒に対して、県外から手話でやり取りのできるSCが派遣され、個々のケースに応じて即時と長期の支援体制ができ、心のケアに当たることができた。特別支援学校以外の聴覚障がいのある幼児児童生徒への対応も必要であるため、県内でも手話のできるSCの養成が望まれる。

(3) 緊急時の組織としての対応

今回の地震では、早期の状況把握や幼児児童生徒職員の安否確認、県教委への連絡、自治体等との交渉、必要業務の洗い出しと教職員が担う業務は多岐に渡った。さらに、状況や対応の方向性がはっきりするまでは、管理職の対応によるものが大きく、中には、不眠不休で対応に当たった管理職もいた。このことを踏まえ、発災後早期から役割分担をして先の見通しを立てた対応を行うために、以下のような対応が考えられる。

ア 発災後の役割分担の明確化

事前に緊急時対応の担当者やシフトを、担当者不在の場合も想定して計画しておく。また、発災直後、短期的、長期的いずれにせよ、状況に応じた対応が求められるため、今回の経験をベースに、発災後の教職員の役割分担について、以下を参考に整理しておく必要がある。

○ 幼児児童生徒教職員の安全確保

- 安全な避難遂行計画の立案（学校から避難する場合）
- 避難マニュアルや避難訓練内容を見直し、校地外への避難を含めた全幼児児童生徒教職員の安全確保方法の検討と教職員の共通理解。
- ヘルメットや防災頭巾等の着用訓練（着用に慣れるため）

○ 本部設置

- 災害の状況に応じ、防災マニュアルを基に教職員役割分担や対応内容等を確認
- 想定外の状況への対応

○ 安否確認等の連絡体制（幼児児童生徒、保護者、教職員の安否確認、休校・再開等）

- 発災時に学校へ連絡する体制整備（連絡方法、震度5以上等の基準設置等）
- 送受信方法の整備（2とおり想定する）
- 送信文原案の作成
- 送信・集約・報告担当者の決定
- 学校職員、幼児児童生徒の連絡網の管理（紙・データ）

○ 学校施設・備品・ライフラインの状況確認

- 発災直後の被害状況の確認
- 復旧・整備状況に応じた安全確認

○ 外部への対応（避難者・報道・支援団体等）

- 対応窓口の分担
- 対応する場所と時間の設定

○ 外部との連絡

- 所在自治体：避難所運営、救援物資の調達について
- 教育委員会：被災状況、学校運営について
- 医療機関：救急搬送、医療的ケアについて

○ 避難所運営支援（学校が避難所となる場合）

- 避難所運営を行った学校の情報を共有し、運営マニュアル等を作成

※参照【P4 エ 避難所としてのニーズの変化とその対応】

○ 防災備品・備蓄の管理・搬出

- 量や内容（どんなものをどのくらい?）、場所、配付方法の検討

イ 役職に応じた役割分担と対応

長期にわたる対応を可能にするためには、学校内各部がチームとして組織的に対応する必要がある。チームとして機能するためには、役職に応じた役割分担と対応を行うこ

とが重要である。

○ **校長（副校長）**

- 学校及び地域全体を見渡して状況を把握
- 状況の変化に伴い適時に対応方針を決定、指示
- 幼児児童生徒が入所している福祉施設との連携

○ **教頭・事務長（主幹教諭）**

- 校内の情報、進捗を集約して状況を把握
- 校内各部のリーダー対応、業務遂行を指揮
- 外部との連絡の窓口

○ **部主事、分掌部長等**

- 担当幼児児童生徒、部員の状況把握
- 各部業務のまとめ役
- 管理職との連携

ウ 管理職・担当者不在時の対応

学校職員の在所や被災状況、通勤経路の状態等により、管理職・担当者の出勤が困難で不在の場合の対応も想定する。

- 管理職・各担当者の代理者を設定し、マニュアルに明記、共有する。
- 必要に応じて、県教育委員会（特別支援教育課）に応援要請を行う。

エ 教職員のメンタルヘルスへの対応

今回の地震では、避難所運営や学校再開に向けた対応など、教職員のマンパワーに頼ることが大きかった。一方、自身も被災者であったり、実家や親類宅が被災したりした教職員も多い。発災後の安定した学校運営において職員のメンタルヘルスへの配慮は、必要不可欠である。

- 教職員の被災状況の早期把握。被災状況に応じ勤務への配慮
- 連絡が取れないことによるストレスの回避（LINEグループ、一斉メール等を利用した情報の共有と声掛け）
- 教職員同士での声掛けと見とりを通じた実態把握
- 個別面談、ストレスチェック、メンタルヘルス講座の実施。産業医の活用
- 日頃からの教職員間の関係づくり

（４）避難所としての役割

今回の地震では、避難所に指定されていない学校にも、住民が押し寄せ、臨時の避難所としての対応が求められた。しかし、避難所に指定されていなかった学校は、自治体からの支援者配置は遅れ、支援物資もなかなか届かなかった。このことを踏まえ、以下のことに取り組んでおく必要がある。

ア 避難所運営の今後の方向性

- 今後は、各市町と避難所としての指定を協議していく必要がある。各学校では、避難所の運営を前提とし、保有する施設・設備に応じた防災マニュアルの作成が必要である。
- 避難所の開設に当たっては、県や市町及び自治会等の関係各所と避難所運営主体や運営方法、物資等の支給方法及び備蓄場所について確認をしておく必要がある。また、本地震においては、障がいのある方が安心して避難できる場所が少なかったため大変

困られた現状があるため、校内での、避難者受入れ場所の設定とともに避難者のニーズに応じたエリア分け等をあらかじめ想定しておく必要がある。

- 各学校に、これまでの学校防災の取組を整理し、その取組を中心となってコーディネートする「防災主任」を明確に位置付ける。

※平成 29 年 3 月 3 日付け 教体第 1360 号 「防災主任について（通知）」

- 在籍校に避難したくても、道路状況により避難ができないということもあった。このような場合も想定して、災害時の幼児児童生徒の避難対応については、特別支援学校間での連携と情報共有も必要である。
- 授業時間中の発災を想定した避難所開設や運営について、その対策も検討する必要がある。まずは、幼児児童生徒の安全確保を想定した計画立案が必要である。
- 備蓄品や避難所運営に必要な備品を収納する室（備蓄倉庫）の確保について市町と共に検討する必要がある。

イ 市町村との連携

○ 避難所としての条件整理

今回の経験を通して、所在自治体からの指定の有無にかかわらず、すべての学校が避難所となる可能性があることが分かった。この教訓を踏まえ、今後は、市町村の防災計画により特別支援学校も避難所としての役割を求められることを想定しておく必要がある。その際、学校は、自校の人的、物的、環境的特性を踏まえ、災害時に活用可能な情報を提供した上で、円滑な避難所運営が図られるよう、開放区域や物資の配給等について、市町村の防災担当者や所在地域の自治会長及び自主防災組織のリーダー等と連携し、定期的に協議を行う必要がある。

指定避難所としての学校の役割として、以下のことを考慮する必要がある。

- 市町村の職員が避難所運営の第 1 義的責任者であり、学校職員はその協力者であることを明確にする。
- 発災後しばらくは、学校職員が避難所運営の主体とならざるを得ないが、自治体や自主運営組織への引継ぎと学校の再開を念頭に置いた運営を行う。
- 施設の開放区域と非開放区域を設定する。
- 市町の防災計画の中で、特別支援学校が担う役割を明確にする。
- 学校の備品等の使用範囲を市町村と合意形成しておくこと。

○ 福祉避難所としての条件整理

避難所開設の要請を受けた 3 校の特別支援学校のうち、大津支援学校は、町の災害対策本部からの要請を受け、指定避難所での避難生活が困難な高齢者と障がい者及びその家族のための臨時的福祉避難所の役割を果たした。その際避難者の受け入れは、災害対策本部の包括支援センターや保健所を経由して行い、家族とともに避難していただくことをお願いした。

特別支援学校は、対象とする障がい種の支援に必要な設備も整っていることから、他の特別支援学校でも同様に障がいのある方のための福祉避難所としての役割を担うことが考えられる。

その際、次のことを考慮する必要がある。

- 福祉避難所として受け入れる対象者と手順、次の施設等への移動手順の明確化
 - 福祉避難所として必要な支援（福祉、医療等）を行うための運営方法や関係機関との連携の構築
 - 福祉避難所の役割を担うための備蓄品の選定と備蓄
- また、今回の地震では、熊本市在住の幼児児童生徒のうち 61 家族が、避難所に行きたい

が、周囲に遠慮してやむを得ず車中泊や余震が不安でも自宅で過ごすことを選択した。さらに、11家族が、避難所には行ったが、居づらいつ感じている。熊本支援学校からは、このような状況及び今回の地震での教訓を踏まえて、障がいのある幼児児童生徒とその家族を対象とした「福祉こども避難所」の設置が提案されている。図に示すとおり、特別支援学校や特別支援学級を4学級以上設置する小中学校の教室などを活用した避難所である。そこでは、市職員と学校職員の専門性の高い支援を受けることにより、安心して避難生活を送ることができるとしている。 ※出典（月刊「実践障害児教育」平成28年9月号）

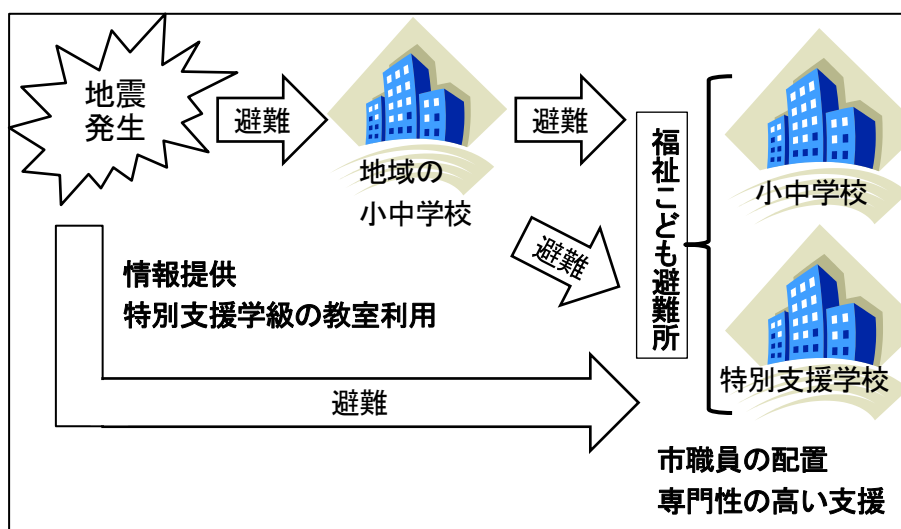


図1 福祉こども避難所

○ 運営組織の編成と業務内容の確認（避難所としての学校の対応）

今回、各学校で避難所の運営をするに当たり、他都道府県からのボランティアチームや自治体からのアドバイスを多く受けた。その中で、基本的に、避難所運営は、地域住民の避難者による自治組織によって運営されることが望ましいことがわかった。しかし、熊本地震のように、大規模災害が発生した場合には、自治体の対応能力を超えることが予想され、その場合においては、学校に開設された避難所の運営業務を、当面は教職員が担う必要がある。

今後、避難所を開設する場合を想定し、避難所運営に対する教職員の組織づくりや対応手順（開放区域、避難者誘導、物資の調達等）のマニュアル化に加え、マニュアルに沿った訓練も必要である。その際、教職員のみでの避難所運営は過度な負担になることや教職員は学校再開に向けた復旧や準備も行う必要があることから、自治体や自主運営組織へ避難所運営を引き継ぐことを念頭に置いておくことも必要である。

○ 想定される業務内容

- ◇災害対策本部：避難所運営統括。関係機関、マスコミ対応。
- ◇避難所支援班：避難者名簿作成。記録作成。ボランティア割り振り。自主運営組織立ち上げ支援及び引継ぎ。
- ◇避難区域管理班：避難者誘導。避難エリアのすみ分け、拡大、縮小計画。環境衛生。
- ◇物資調達班：物資関連の情報収集。配給計画。食事メニュー計画。物資管理。
- ◇健康管理班：学校医、カウンセラー、他都道府県派遣チームとの連携。避難者の健康状態チェック。レクレーション等の実施。

※「参考：災害時における避難所としての学校の果たす役割 兵庫県教育研究所」

ウ 防災型コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」となるための仕組みである。

本県では、熊本地震の経験を踏まえ、平成29年度から、防災に関する取組や災害発生時の対応等について協議し防災の視点から学校運営を支える「防災型コミュニティ・スクール」を、全ての県立特別支援学校に導入することとした。

○ 防災に関する取組

- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の特性から、緊急避難や避難所生活では、周囲からの援助や理解が不可欠であるため、平時から地域と顔の見える関係を築いておく。
- 一般的な防災対応に必要な警察や消防等との連携に加え、行政も含めた医療や福祉との連携を図る。
- 学校の状況に応じて、地域と合同で地域の避難所への避難訓練等を実施し、避難の選択肢を増やす。

○ 避難所運営

- 特別支援学校は、市町村から福祉避難所としての指定を要請されることも想定しておく。ただし、市町村からの福祉避難所の要請については、発災直後に一般の避難者が押し寄せることも念頭に置きつつ、一般の方と障がいのある方をエリア分けして受け入れることを提案するなど、市町村と丁寧に協議を行う。

エ 交流及び共同学習に関する取組

コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、普段から顔を合わせた交流及び共同学習を充実させることによって、災害発生時に地域との連携・協力体制の強化を図る。

○ 学校の所在地域校との交流及び共同学習

地域校と合同で避難訓練や備蓄食料の試食会等を行い、災害時に必要な支援や物資の提供や避難所で共に生活することについての理解を促す。

○ 幼児児童生徒の居住地校との交流及び共同学習

在宅中に災害が発生した場合は、居住地の避難所への避難も想定されることから、居住地校との交流及び共同学習により、居住地の難避難所の受け入れも含めた協議もできるようにする。

オ 緊急対応マニュアルの見直し・改善

○ 地震に対応できるマニュアルの策定

- 防災主任を中心として、熊本地震被災校の教訓を生かした見直し・改善を行う。
- 学校外への避難を想定して、避難場所を複数確保する。
- 発災直後、学校職員がいなくても学校を解放するための鍵の保管体制等の検討

○ 刻々と変化するニーズに対応できるマニュアルの作成

- 安否確認、避難所運営等における情報収集・提供の方法について共通理解を図る。
- 学校の立地状況や災害種類により、避難所として求められる役割が変わることもあるため、考えられる状況や場面を想定してマニュアルを作成する必要がある。

(5) その他

ア 看護師不在時の医療的ケアの対応

日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通う特別支援学校には、医療機関から看護師が派遣されている。熊本地震では地震発生が夜間であったため、医療的ケアを必要とする児童生徒は、すべて家庭及び医療機関において対応した。

学校授業中、医療的ケアが必要な児童生徒が学校にいて災害が発生した場合も想定して、今後は次の点に留意する。

- 保護者と確実につながる複数の連絡手段を確保する。
- 発災時に幼児児童生徒と看護師がどこに集合するか等、複数のパターンを想定した取り決めを行う。
- 病院への搬送についてもあらかじめ考慮しておく。
- 搬送経路の寸断等も想定し、発災時の緊急の受入れ先として、地域の複数の医療機関、福祉避難所と連携を図る。必要に応じて、ドクターヘリの離着陸・搬送が可能か検討する。
- 校外や屋外の避難場所も想定した衛生管理、電源確保等の方法を検討する。校外に避難する場合は、医療的ケアの実施について、避難場所の管理者との連携を行う。
- 災害時用に医療的ケアに必要な物品（吸引カテーテル、水、ミキサー等）を用意しておく。また、個別に必要なものは、各家庭で揃えておくようにする。
- 速やかに避難し、受入れ先でも円滑に医療的ケアを行うため、必要なケアの内容や必要物品等を記載する様式や連絡体制について関係者で確認を行う。
- 学校内においては、施設設備の被災状況や避難所対応等を勘案して、医療的ケアが必要な幼児児童生徒が過ごすエリアを準備する。また、発電機等の必要機器の使用方法を共通理解したり、いつでも使えるように点検したりしておく。
- 家族と共に学校に避難し、看護師が不在の場合には、医療的ケアの対応は保護者が行うことを確認しておく。
- 自宅や地域の避難所への避難が難しい場合は、特別支援学校へ避難することについて確認しておく。保護者等から学校に避難の連絡があった場合には、学校の被災状況、ライフライン（特に、電源、衛生的な水、室温調整等）等の避難来校に係る情報を整理して提供する。

イ 進路指導の問題

震災後、現場実習先の受入が困難になり、実習先の変更を行った学校が数校あった。また、就労先として想定していた企業側が被災したために、就労先を変更した生徒も数名いた。就労後の生活の場であるグループホームの確保についても心配されたが、こちらは確保ができる見通しである。

卒業生の中には、仕事内容や職場環境の変化に対応できなかつたり、心理的な不安を抱えたりして職場に行くことができなくなり、離職した生徒が数名いた。また、地震後しばらく仕事が休みになったり、時間短縮があったりした事業所もあり、卒業生の現状把握と相談等を行う必要があった。

発災当時は、企業や福祉施設の被災により、進路指導が円滑に進むか心配していたが、平成29年2月現在で、上記のような影響はあるものの、ほぼ例年どおりに進んでいる。

○ 進路指導の検証

今回は、キャリアサポーターや進路指導主事が中心になり、実習先の変更や卒業生のアフターフォロー等に丁寧に対応することができた。このような対応ができたのは、日頃からのキャリアサポーターや進路指導主事を中心にした実習先や進路先との関係づくりができていたことに他ならない。

しかし、実習先や進路先の被害状況を考えると、今後数年間は、実習先や進路先の確保に支障が生じることが考えられる。学校独自の職場開拓のみならず特別支援学校進路指導主事連絡協議会等のネットワークを通して、実習先の情報や災害時対応のノウハウの共有をより強化していく必要がある。また、校内でのキャリア教育のさらなる充実と進路指導にかかわる職員のスキルアップを図るとともに、実習先や進路先との日頃からの関係づくりの更なる強化を図っていく必要がある。

○ 現場実習の機会確保

休校の期間が長くなることで、現場実習の期間が十分確保できない学校もあった。まずは、卒業を間近に控えた3年生の進路決定のための現場実習を優先させる必要があった。この場合、1・2年生の現場実習の期間確保が課題となるが、通常の時期を変更したり、クラスや学科によって期間を変更したりするなどの対応も必要であろう。3年生については、進路決定まで、通常の実習期間によらない実習も必要である。

今回の地震では、多数の実習先が被害に遭い、実習の受け入れができなくなったり、実習期間や仕事内容を変更せざるを得ない状況があったりした。実習先選定にも限りがあるため、校内実習への切り替えもできるような計画も必要である。日頃のキャリア教育や職業教育を踏まえ、現場実習だけを再考するのではなく、一人一人の卒業後の進路を見据え、指導計画の見直しを図っていく必要がある。

ウ 公共交通機関復旧までの通学支援事業の継続による通学手段の確保

通学に利用していた公共交通機関が寸断された地域居住の生徒のため、学校再開に合わせてタクシー利用による通学支援事業が始まった。この事業により、毎日の通学が可能になったが、教育機会の確保のためには、公共交通機関再開まで、本事業を継続していく必要がある。事業継続に当たって学校は、天候や冬場の道路状況を見てタクシー会社と連絡を取り、より安全な運行に努める必要がある。

エ 熊本地震の経験を踏まえた現状や課題、教訓の共有

熊本地震においては、県内においても居住地や被害の大小により経験の差が生じている。学校毎でも経験したことの差がある。この差は、今後の防災意識の差にもつながることである。今後、各特別支援学校の地震後の状況とその後の対応、並びに熊本地震で得た教訓を共有し、安全や防災対策の強化及び防災意識の向上を図る必要がある。

資料1 各校の被害状況

No.	学校名	施設（教室状況も含む）
1	盲学校	<ul style="list-style-type: none"> ○武道場基礎、外付け階段及び外壁破損 ○学校敷地南側石垣破損 ○体育館窓ガラス破損及び天井金具落下 ○中渡り廊下天井一部落下（40 cm×100 cm程度） ○エキスパンション歪み ○理療科の人体模型破損 ○寄宿舎男子・女子浴室内壁剥離、男子棟2階庇一部落下
2	熊本聾学校	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館 外壁ひび ○武道場 玄関ドア硝子破損、外壁ひび ○エレベーター増築部分のエキスパンションジョイント破損 ○技術工芸棟 外壁ひび剥がれ、窓硝子破損 ○校長宿舎 外壁擁壁ひび ○北側ブロック塀 底辺部亀裂 ○寄宿舎 ボイラー故障 食堂天井照明・石膏ボードずれ ○寄宿舎棟 窓硝子破損
3	ひのくに 高等支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒ホール柱ひび プール外壁ひび ○体育館 バasketボールゴール留め具 ○校舎内トイレの床と壁のつなぎ目破損
4	熊本支援学校	<p>【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校舎建物全体 亀裂等 ○高等部2階トイレ 壁面タイル崩落による使用禁止 ○管理棟 水道管ズレによる漏水被害 （天井、絨毯、パソコン、プリンター等器機の破損有り）。 ○空調室外機の破損、傾斜 ○体育館 耐震ブレース破損 <p>【東町分教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校舎からの非常階段剥離 ○廊下と教室の境界の傾斜。 <p>【給食施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調理員休憩室入り口付近のブロック塀倒壊 ○ガスレンジのガス管破損 ○転倒による冷蔵庫破損
5	熊本かがやきの 森支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館棟東：床石○外壁接合部隙間破損 床石目地破損 床石亀裂 ○管理棟南：柱基礎目地切れ 入口上部板金笠木浮き ○教室棟A・B：土間・縁石等破損 ○隣接地からの墓石落下に伴うブロック・舗装道路・縁石等破損 ○外回りの破損箇所は以下のとおり。 ①体育館北樹枠、②事務室北昇降口、③プール西樹枠、④図書室北樹枠、⑤多目的ホール棟外部階段縁石、⑥個別学習室南土間隙間、⑦管理棟・多目的ホール棟外部エキスパンション ⑧第2昇降口玄関床目地破損 ○図書室：コンクリート柱上部コンクリート剥離、ひび ○職員室：金庫転倒に伴う床破損 ○管理棟東西エキスパンション床段差 ○体育館：木造トラスト継手部の亀裂 ○管理棟：外部木造柱のひび ○体育館入口：床石亀裂と目地破損 ○多目的ホール棟北：外部梁コーキング破損 ○体育館アリーナ：コンクリート柱上部モルタル剥離・ひび ○教室棟B：エキスパンション部分廊下コルクタイル床ひび ○第2昇降口：自動ドア外部東側目地破損、 ○教室棟C・D南：縁石目地破損 ○体育館・管理棟間エキスパンション屋根笠木ズレ ○訪問教育室：戸棚転倒に伴う床カーペット破損 ○第2昇降口西：床石・縁石破損 ○保護者控室西：土間コンクリート・犬走破損 ○体育館棟屋上ヒートポンプ給湯器基礎破損 ○多目的ホール棟・教室棟間屋上エキスパンションコーキングひび、笠木ブリキ一部破損

6	松橋西支援学校	<p>【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昇降口 床面：陥没、隆起による段差、車椅子昇降口の屋根破損 ○廊下 エキスパンションジョイント破損多数 ○体育館 使用不可（筋交い変形、サッシ窓多数崩落、水銀灯全て歪み・ずれ）。 ○天井のエキスパンションの落下の危険 ○学校横貯水池の学校側壁面の部分倒壊と倒壊の恐れ（130mほど） ○運動場に段差発生 ○ほっとルームの天井破損 ○プールサイドコンクリートの破損 ○上下水道管、ガス管の破損多数 ○敷地内アスファルト舗装全面沈下、陥没 <p>【上益城分教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋上給水タンク破損。 ○照明と壁の間に隙間が1カ所できた、また床に天井の破片（5mm）や粉が落ちていた所2カ所。
7	松橋支援学校	<p>【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各棟（ガラスひび41枚） ○管理棟（軒天損壊、廊下ひび）、小学部棟（廊下壁ひび、スロープ破損）、中学部棟（柱ひび）、高等部棟（教室手洗い場タイル損傷、柱ひび、蒸気配管落下のおそれ）、特別教室棟（軒天板損壊）、寄宿舎棟（入口柱ブロック破損、壁のひび割れ 手洗い場損壊 鉄骨柱脚部破損 テラス土間ひび割れ）、生徒昇降口（梁欠損）、ほっとホットルーム（ブレース破損）、校長公舎（ブロック塀倒壊）、体育館（吊り下げバスケット破損） <p>【氷川分教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○渡り廊下（入口モルタル破損）、体育倉庫（ひび）、体育館入口（タイル破損）
8	松橋東支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○校地の不同沈下 ○管理棟、各教室棟、渡り廊下（壁・床・天井にひび） ○給排水管及び汚水ます破損（幼稚部周辺等） ○体育館（外壁ひび・照明の接触不良・建具破損） ○遊戯場（床・大屋根破損） ○屋外避難経路（隆起・ひび） ○防火扉破損 ○校長公舎（壁にひび） ○ブロック塀破損 ○水道管・ガス管破損
9	荒尾支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○高架水槽の配管損傷
10	大津支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○管理棟：職員室、印刷室、教材資料室、面接室2の壁：ひび ○管理棟：1階東側階段側廊下の天井のたわみ ○高等部A棟：内壁のひび、西階段ステップ部分の端ひび ○児童生徒昇降口：天井板の浮き及び破損 ○作業棟：中学部木工室外壁のひび及び外壁スレートの浮き ○屋外便所1：外壁、内壁、天井板のひびとたわみ ○屋外便所2：作業棟側外壁のひび ○渡り廊下：通路8カ所及び給食室側スロープ取付部分コンクリート亀裂及び破損 ○玄関：階段が隆起し、地面との間に亀裂6mと2,5m ○バス昇降場：屋根支柱の土台部分及び土間のコンクリートに亀裂 ○水道：中学部棟前水道管破損
11	菊池支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○作業学習棟(木工室)仕切り壁破損 ○エレベーター故障、エレベーター棟2階窓側壁破損 ○中学部1-2更衣室壁等亀裂 ○玄関前タイル亀裂
12	黒石原支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教室棟の柱の亀裂や床のひび、天井材の浮き、外壁ジョイント部分ひび等、数十カ所あり。 ○高所のガラス破損部分1枚・室内ガラス2枚 ○体育館内外側壁破損 ○高等部2F天井破損
13	小国支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○管理棟、小学部棟、中学部棟、高等部棟外壁ひび ○スロープ棟内壁ひび ○1F多目的トイレ雨漏り ○作業棟窯業室雨漏り
14	天草支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○正門（門柱と地面の間に隙間） ○校舎外壁及び内壁にひび

資料2 各校の安否確認、情報と伝達の実際、課題、今後の方向性

No.	学校名	主な確認・伝達手段	幼児児童生徒及び職員の安否確認終了日時	課題(●) 今後の方向性等(○)
1	盲学校	メール 携帯電話等	14日(木) 24:30 16日(土) 10:00 ごろ	●職員、保護者への一斉連絡手段が未整備だった。学校からの迅速かつ正確な情報発信が課題。 ○一斉メールを整備した。
2	熊本聾学校	携帯電話等 メール	17日(日) 8:30	●職員、保護者への一斉連絡手段が未整備だった。入学式直後のため連絡網も完成していなかった。 ○一斉メールを整備した。
3	ひのくに 高等支援学校	メール 携帯電話等	17日(日) AM まで	○校長が自宅からの一斉メールの配信で緊急連絡を取ることができた。 ●電波不安定と停電で連絡を取ることができなかった者もいた。 ○管理職からの指示がない場合も、緊急事態の場合は生徒及び教職員自身の安否を管理職に連絡を入れることを共通認識する必要がある。
4	熊本支援学校	メール 携帯電話等	19日(火) 16:00 ごろ	●地震発生直後は、電話の不通状態が続き、児童生徒、職員の安否確認に時間を要した。年度当初の職員連絡網が未完成であった。 ○一斉メールへの全員登録を推進する。
5	熊本かがやきの森 支援学校	LINE LINE 電話 携帯電話 メール 家庭、避難先訪問	15日(金) 0:25 16日(土) 11:18 ごろ	●固定電話に連絡するが、不通。携帯メール、ライン、ライン電話で対応。特に、ライン電話が確実につながった。 ○「かがやき総務部」のライングループを作成。 ○一斉メールを導入するとともに、複数の有効な情報伝達手段について保護者と確認を行う。
6	松橋西支援学校	携帯電話等 メール	17日(日)	●試験的に教職員は一斉メールを運用できるようにしていたが、非常勤、サポーターが未登録であった。 ○職員の安否確認等、電話での連絡は円滑にできた。 ○一斉メールに職員全員登録済。
7	松橋支援学校	携帯電話等 メール	15日(金) 8:00 ごろ 17日(日) 10:00	●地震発生直後は、電話の不通状態が続き、児童生徒、職員の安否確認に時間を要した。 ○保護者への一斉メールへの加入をお願いする。登下校時に、家族で連絡が付かない場合の避難場所を決めておき学校も把握しておく。
8	松橋東支援学校	○こども総合療育センターへは直接 出向き確認 ○携帯電話等 ○メール	15日(金) 8:30 16日(土) 15:00	●地震発生直後は電話の不通状態があり、幼児児童生徒、職員の安否確認に時間を要した。 ○授業中に地震が発生した場合、特に自宅生の保護者への有効な連絡手段についての確認が必要。
9	大津支援学校	○携帯電話等 ○LINE ○若草児童学園へは直接 出向き確認	14日(木) 24:05 16日(土) 12:00	●書棚の倒壊により、児童生徒連絡先一覧を発見できなかったことに加え、停電により電子データも利用できなかったため、安否確認が遅れた。 ○学部によっては、職員や児童生徒の安否確認にLINEを活用したことで、迅速な確認と情報共有を図ることができた。 ○一斉メールをPTAの協力を得て導入する。電話と併用(未登録者があるため)して活用する。 ○児童生徒の安否確認用として、保護者名、住所、電話番号等が記載されている一覧表を作成し、教頭席に保管することとした。
10	菊池支援学校	メール 携帯電話等 家庭訪問	15日(金) 9:00 ごろ 16日(土) 16:00 ごろ	●地震発生直後は、携帯電話の不通状態が続き、初動体制に時間を要した。 ●一斉メールを活用し、休校等の連絡を行ったが、未登録の保護者には、その都度担任から電話連絡を行う必要があった。 ○一斉メールの完全登録が必要。
11	黒石原支援学校	メール 携帯電話等 家庭訪問	15日(金) 9:40 16日(土) 17:45	●地震発生直後は、電話の不通状態が続き、児童生徒、職員の安否確認に時間を要した。 ○一斉メールを利用して学校の状況について情報発信を行った。 ○一斉メールは全保護者の63%が登録済み。自宅生のみならば78%。一斉メールと電話による対応を行った。 ○一斉メール登録ができていない保護者へ登録をお願いする。 ○非常時の児童生徒引渡書を作成し、保護者と確認する。
12	小国支援学校	メール 携帯電話等	15日(金) 7:10 17日(日) 20:00	●地震発生直後は、携帯電話の不通状態が続いた。 ○一斉メールに全職員が4月1日に登録していたため、職員の安否確認など迅速に情報共有を図ることができた。 ○今回のような災害時は、必ず学校側から安否確認を実施する旨、全保護者へ伝え、学校からの連絡がない場合、保護者から学校へ連絡をとることを共通理解するようにする。 ○メールや固定電話を含めて、複数の通信方法を準備しておく。 ○4月1日に、全職員の連絡先を管理職が把握しておく。

資料3 避難所となった3校の対応等

No.	学校名	対応の状況等
1	熊本支援学校	<p>【対応の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本震後16日(土)2:30 県教育庁施設課から避難所開設を要請。 ○16日(土)3:30 駐車場に入ってきた避難者にPTAで備蓄していた水を提供した。 ○16日(土)12:00 体育館・運動場を避難所として開設した。 ○避難者約200人<教頭をはじめ5人で宿泊対応> ○翌日以降、管理職と職員あわせて3人のローテーションで宿泊対応 ○本校児童生徒4家族が本校に避難。うち2児童の家族は体育館での生活は困難だったため、プレイルームを別途提供した。 ○発電機によるスマホ充電、投光器による照明、本校敷地内井戸をポンプ稼働させトイレ用水を確保した。 ○中央区総務企画課へ物資提供と避難所運営の職員派遣を依頼するなど熊本市への支援要請を行ったが、最後の避難者が自主的に退去するまで、熊本市から特段の支援はなかった。 ○26日(火)近隣小学校長と避難所閉所に向けた対応について協議。 <p>【避難所運営の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理職を中心に、本震後から毎朝ミーティングを行って避難者数や避難者の様子を確認し、引継ぎを行った。また、必要に応じて会議を開き、対応を検討した。
2	熊本かがやきの森支援学校	<p>【対応の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○15日(金)1:30 県教育庁施設課からの要請を受け、臨時避難所として開設。 ○本震後～19日までは、校長を中心に総務部で避難所の運営をした。 ○4月20日～24日までは、運営委員に要請の幅を広げ、食事・水の運搬・ボランティア対応・物資対応の4班に分かれて避難所の運営を行った。 ○4月22日からようやく本校に熊本市職員が派遣されるようになってきたため、26日までは引継ぎを兼ね、避難所運営における4つの業務内容を一緒に行うようにした。 ○4月25日～27日までは、本校の全職員を3パターンの勤務形態に分け、食事・水の運搬・ボランティア対応・物資対応の4班に分かれて避難所運営に当たっていった。 ○4月27日からは、熊本市職員に食事配給の業務を全面的に引き継ぎ、28日からは、避難所運営全般を市担当者に引き継ぐことができた。 <p>【避難所運営の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本震当初は、避難所運営についての確認が必要な場合に、校長または教頭が総務部等のメンバーを招集し、随時確認会を行ったが、避難所運営が軌道に乗り出した2日目からは、朝食の片づけが一段落した午前9時頃に朝のミーティング、夕食の片づけ後の午後8時頃を目途に夜のミーティングを行うようにした。 ○朝のミーティングでは、各業務のチーフと担当者の確認、業務内容、1日のスケジュール及び昨日からの引き継ぎ事項の確認等を行った。 ○夜のミーティングでは、各業務内容の報告や翌日の食事メニュー、食事提供時間、翌日のスケジュールやメンバーの確認を行った。 ○避難所運営を行う際、体調等で心配される避難者についての様子確認や精神疾患を有する方へのメンタルサポートも保護課・福祉課と連携を図りながら、必要に応じて行った。
3	大津支援学校	<p>【対応の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大津町の指定避難所ではなかったが、本震(4月16日)発生直後、地域在住の高齢者とその家族(計2人)が避難して来られたため、校長が大津町災害対策本部と連絡を取り、障がい者や高齢者とその家族に特化した臨時的福祉避難所として開設した。 ○食料、飲料水については、4月16日は学校に備蓄していた飲料水と乾パンを提供したが、17日の朝食以降は、大津町から物資が提供された。 ○開設後、対策本部からの常駐担当の常駐派遣がなく、電話で連絡をとりながら対応した。 ○町保健師、包括支援センター職員等の巡回があり、試行錯誤の運営が徐々に落ち着いてきた。しかし、本震から1週間後には、管理職等による運営に限界があると判断し、教職員も含めたシフト体制をいち早く整備することで、組織として運営ができるようになった。 <p>【避難所運営の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大津町災害対策本部と連絡を取り、避難者を受け入れた。基本的には、大津町災害対策本部から紹介を受けた、障がい者や高齢者とその家族を受け入れた。 ○直接避難してこられた方も災害対策本部に報告するようにし、情報を共有した。 ○支援スタッフが、障がいの状況を十分把握し、かつ、支援が十分できるように、基本的に、家族の方向性での避難をお願いした。 ○避難場所は、障がいの状況や高齢者の家族のニーズに応じた場所、教室(避難しやすい、静かに過ごせる等)を提供した。特に、教室は、一家族に一つの教室を、乳幼児がいる家族には、授乳室として保健室を提供した(避難者が少なかったので対応できた)。 ○感染症対応として別の教室棟を準備し、感染防止対策をとった。(感染症の方はいなかった) ○障がい者や高齢者(要介護者や認知症等の有る方)は、避難してこられてすぐから、次の専門の福祉機関等に避難先を繋ぐことができるように、町の福祉課保健師や包括支援センター担当者に情報提供し、災害対策本部と連携して、体調管理と安全面の確保を第一に考えた避難所運営を行った。 ○開設から1週間は、管理職が常駐し、運営に当たった。また、大津町在住の職員家族が本校に避難しながら、支援スタッフとして避難者への物資配りやトイレの水の確保、大きな地震が来たときの避難者の室外への避難誘導等多岐にわたる対応をした。 ○1週間後からは、教職員を含めたシフト支援体制に整備し、管理職は、交代で責任者を努め、災害対策本部との連絡・調整をした。

資料4 避難所としてのニーズの変化

No.	学校名	ニーズ及び状況の変化
1	熊本支援学校	<p>【地震発生直後～数日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「発電機によるスマホ充電、投光器による照明、本校敷地内井戸をポンプ稼働させトイレ水確保」 ○関係自治体や機関等との連携をスムーズに図るための、連携先（連絡先）の把握と日常の連携 ○避難所開設の具体的手続き（熊本市と協議済のもの） ○防災ヘルメット、井戸、小型発電機、投光器、備蓄水、グラウンド夜間照明 ○備蓄食料及び毛布 <p>【全期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間警備3人程度 ○炊き出し5人程度
2	熊本かがやきの森支援学校	<p>【地震発生直後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毛布、(式)トルマット、離乳食、紙おむつ、生理用品、紙おむつ(子ども、大人)、飲料水、手洗い水、医療器具洗浄用の水、手指消毒液、薬品(消毒薬、鎮痛薬、ガーゼ、テープ、湿布他) ○パンの支給があったが、個数が足りなかったため、まず60歳以上の方を優先し、次に小学生未満児を優先した。また、1家族に優先者が2人以上いても、1家族に1個ずつの配給とした。 ○震災後、経管栄養剤の注入のみだった子どもは、下痢が続き体調を崩してしまったが、炊き出されたお粥をミキサーにかけ、注入したことで下痢が止まり、体調も回復していった。 ○一般の避難者にも、流動食が必要な方がいたため、ミキサーにかけたお粥を退去されるまで提供した。 <p>【地震発生後数日～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サランラップ、カセットコンロ、ガスボンベ、おぼんなど。 ○支援物資が徐々に届き始めたが、送られてくる物資に偏りが出てきた。 ○被災後、状況が落ち着くと、日々の食事に関する物資(紙皿、耐熱コップ、果物、野菜等)が必要となってきた。 ○学校が避難所になっていることから、職員の出入り口・駐車場所・執務スペース、トイレの水の確保、食事等の課題が生じた。 ○水が出ない状況での衛生面での確保が課題であった。 ○送られてきた多量のアルコール、雨水タンクが役に立ち、トイレを衛生的に保つことができた。 ○職員も被災者であり、避難所に身を寄せたり、車中泊をしたりしている職員も多かった中での避難所運営であった。 <p>【地震発生後一週間程度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア希望が多くなり、対応に苦慮する。 ○マスコミの取材が多くなってきたことで、混乱を防ぐために対応を統一することが求められた。当初、教頭が対応していたが、受けきれなくなったため、テレビ取材は教頭、電話での問い合わせは、回答内容を予め決めた上で、事務職員が対応した。 ○管理職だけで宿直を行ってきたが、身体的にも精神的にも限界に近づく。 ○避難者の日々の食事のために、様々なメニューを炊き出すようにした。 ○避難者の健康状態の把握と健康指導の他、健康体操やストレッチでリフレッシュする方法を伝えたりして楽しい時間を作るようにした。 ○体調不良者の診察と投薬を日赤看護班等が実施。 ○高齢避難者のためにマッサージ師がボランティアでマッサージ等を実施した。
3	大津支援学校	<p>【地震発生直後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校に備蓄していた飲料水と乾パンを提供した。 ○井戸(断水のため) ○有線放送又は防災無線(情報遮断のため) ○自家発電装置(停電のため) ○夜間照明 <p>【地震発生後数日～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○備蓄倉庫(避難者対応のための物資保管のため) ○プール水の汲み上げポンプ(断水に伴うトイレ水確保のため) ○ライフライン設備の耐震化(電気、水道、ガス) ○福祉避難所として必要な空間(授乳室、感染症対応用居室、医療的ケア対応用居室) <p>【地震発生後一週間程度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者の受け入れ場所(教室不足に伴う居室不足のため) ○避難所運営のための拠点施設 <p>【全期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水 ○毛布、マット ○衛生用品(手拭き、体拭き、水不要のシャンプーなど) ○紙皿 ○福祉避難所開設にあたっては、保健師または看護師、医師等(少なくとも1人)の常駐または毎日の巡回が望ましい。

資料5 避難所運営の課題等

No.	学校名	課題及び今後の方向性等
1	熊本支援学校	<p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所として体育館を開設したが、マニュアルに避難所運営に記載はあったものの、有効に活用できなかった（受付名簿の未設置）。また、運動場への車中泊が多かったため、名簿についてはその設置の方法（記入方法）に課題が残っている。 ○本震後に県からの開設要請を受け、校長を中心とする本校職員が主体となって避難所運営を行った。当初から熊本市への支援要請を行ったが、最後の避難者が自主的に退去するまで、熊本市から特段の支援はなかった。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設については、障がいのある子どもと家族に特化した「福祉子ども避難所（仮称）」としての運営について、熊本市や熊本県と連携して取り組む必要がある。 ○一般の避難所においては、発達障がいをはじめ障がいのある子どもへの理解が不十分で、そのために避難所に居辛くなるなどして、支援物資や必要な支援を受けることができなかった子どもたちもいる。特別支援学校は小中学校等と連携して、地域住民に対して障がいについての更なる理解啓発が必要。 ○周囲の人々の障がいへの理解が不十分で、支援物資や必要な支援を受けることができなかった子どもたちがいた現実から、特別支援学校や一定以上の学級数を持つ特別支援学級を、障がいのある子どもたちが安心して避難できる「福祉こども避難所」として指定することを提案する。
2	熊本かがやきの森支援学校	<p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理職として、避難所運営の指示、職員・子どもの安否確認（避難場所が転々と変わっていくことの把握）、取材や視察者対応、県教育庁への連絡等、しなければならないことが山積みだった。 ○一般の避難者の避難エリアをどこまでにするか悩んだが、本校児童生徒が避難してくる可能性があったため、教室棟は開放しなかった。 ○被災当初、停電で真っ暗になったこと、防火扉が閉まったこと、避難者を誘導できる職員がいなかったこと等で、動物を連れてきたまま、室内に避難された方を規制できなかった（停電解消後、動物と一緒に避難している人は、体育館・会議室から、管理棟前廊下に移動していただいた。）。 ○避難所対応が落ち着いてから、本格的な職員・子どもの安否確認を始めた。 ○続々と避難してくる本校児童生徒とその家族がいる中、車中泊や地域の避難所に避難している家庭に、本校への避難を呼びかけたが、道路状況等から来られない児童生徒とその家族がいた。 ○教室棟へ本校児童生徒・卒業生家族を受け入れたところ、一般の避難者から、自分たちを教室棟への避難をさせないことへのクレームが寄せられた。 ○本来、避難所運営は行政が行うべきものであり、市担当者が誰も来ていないということが大きな課題であった。 ○本校が避難所に指定されていないことは大きな課題で、支援物資の提供は、SNSからの発信によるものがほとんどであった。 ○ピーク時は室内に約700人、学校敷地内に把握できないほどの車中泊の避難者がいた。しかし、市が指定している避難所ではないため、避難所運営に当たる自治体からの担当者派遣や支援物資の提供がこちらから要請するまでなされなかった。 ○支援物資の提供や担当者の派遣がなされるよう、校長が近隣避難所、担当部署の課長、県教育庁と交渉を重ねつつ、兵庫教育委員会からの派遣チーム「EARTH」の尽力もあり、被災後10日目位から避難所運営を派遣された2人の自治体派遣者に引き継ぐことができた。自治体職員の派遣がなされるまでの10日間は、避難所運営の全てを限られた本校職員で行わざるを得なかったことが課題であった。 ○市担当者が派遣されるようになったが、何をするために派遣されているのかが分からずに派遣されており、避難所運営についての説明を教頭が繰り返す行わなければならない、負担が大きかった。 ○精神疾患（統合失調症）のある方や抗がん剤の治療を受けている方、インシュリン自己注射が必要な方、高齢者で移動に車椅子が必要な方などが多数避難されており、夜間に幻覚・幻聴を訴えられたり、発熱されたりして、その対応に苦慮した。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が学校にいる時間に被災した場合、どの場所に避難者を受け入れるのかを具体的にイメージしておくことが必要。 ○避難所運営は誰が主体的に行うのかを事前に行政と確認しておくことが必要。今回の地震では、本校を臨時避難所として一般の避難者を受け入れたが、避難所運営において、約10日は本校職員が避難所運営に寝食を忘れて携わった。本来であれば、避難所運営は自治体が当たるものであり、学校職員は、施設・設備の管理や児童生徒の安否確認のための連絡、家庭・避難場所訪問、学校再開に向けた準備等を行うべきであったと考える。 ○避難所としての指定がなくとも、避難所となり得ることを認識しておくべきであると感じた。 ○今回の熊本地震で、障がい者が安心して避難できる避難所が無く、大変困られたと聞いている。学校の施設設備の状況を考えると、福祉避難所として正式な指定を受け、周囲に周知しておくことが必要であると考え。また、その際、安心して受け入れられるよう、様々な物品の備蓄を十分に行い、普段から備えておくことが必要である。

3	大津支援学校	<p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営におけるノウハウ不足。本校が指定避難所になっていなかったことから、避難所を想定した備蓄がなく、また、対応マニュアル等もなかったため、試行錯誤の避難所運営であった。 ○大津町から臨時の福祉避難所として要請されたが、対策本部の担当者不足から、学校と対策本部との電話連絡による対応で、災害対策本部からの派遣依頼をしたものの町からの派遣までに時間を要し、学校独自で運営せざるを得なかった。 ○避難所開設当初から、福祉避難所として位置付け、次の避難所への繋ぎ役としての対応には、避難所閉所まで大きな混乱はなかった。しかし、学校再開後の授業と避難所運営を同時に行うことは、本校児童生徒の障がい特性から課題である。 ○震災当初、服務管理や業務管理の難しさから管理職のみで運営を回していたが、ほぼ 24 時間の対応となることから、1 週間後には限界と判断。県教育庁学校人事課が避難所対応の窓口になったことで、シフト運営ができたことは良かった。運營業務の執行体制を検討する時間も、学校業務と平行しながら行うことは難しいと感じた。 ○大津町災害対策本部から、パーテーションや段ボールベッド、簡易畳などの避難所運営時に活用できる物品をいただいた。保管場所の確保が課題。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今回の震災で培われたノウハウを生かしたマニュアルを作成することを検討中。但し、マニュアルについては、学校だけでなく県内すべての学校が対象となりえるので、できれば県教委において総括的な検討を行っていただきたい。 ○校務分掌内に「防災班」を新設し、その業務内容の一部として、非常時の対応ためのシフト表を年度初めに作成することを検討中。 ○今後も大津町や県教育庁と連携し、要請があった場合は今回の経験を生かして避難所の開設と運営をしていきたい。 ○全国からいただいた義援金を活用し、児童生徒には防災ずきんを教職員にはヘルメットを購入し、着用しての避難訓練を実施。 ○福祉避難所を開設したことで、本校保護者にとっても今後の災害時に、最終手段として児童生徒が通い慣れている学校があるという安心感に繋がったという声が聞かれたことから、学校が避難所として果たす役割は大きいと考える。
---	--------	--

資料6 各校の備蓄に係る課題と今後の方向性

No.	学校名	課題等	今後の方向性
1	ひのくに 高等支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○寄宿舎生はもちろん、全教職員が非常食と飲料水の確保が課題である。 ○帰省できない生徒がいる場合、ライフラインが確保されていない場合も想定して、宿泊指導体制や食事（非常食）の備蓄も検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ずきん、ヘルメット、懐中電灯、毛布などの配備 ○義援金の一部を非常食の購入に充て、備蓄する。 ○寄宿舎生には、非常食と飲料水の持参をお願いした。 ○菊池支援学校と隣接しているメリットを生かし、両校による避難所運営の検討を行い、両校の児童生徒の避難所と備蓄に関して本校の施設利用を検討する。
2	熊本支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災後に備蓄した発電機及び備蓄水は大変有効であった。（PTA予算で購入、消費期限を確認して入れ替えている） ○井戸水（飲料不可）は、トイレ等を衛生的に管理することができた。 ○発災後、3日間は食料・飲料水等物資の配給が届かなかったため、食料についても検討する必要がある。 ○余震が続く中で避難する際に、防災ずきん等が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ずきんまたはヘルメット等の購入について、検討したい。現在は、避難時に防御することが困難な児童生徒及び支援者のために、角ヘルメットを一部備えている。 ○災害緊急時の物資備蓄（個人用）を保護者に依頼して3日分の確保ができようとしているが、今後も継続していきたい。
3	熊本かがやきの森 支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○2日分の水・食料・薬等の備蓄を行っていたが、大変役に立ったが、大規模災害の場合は不十分であることが分かった。 ○本校児童生徒及び職員分の食糧、水、日用品については最低3日分の備蓄が有効であることが今回の地震対応で明らかになった。 ○一般の避難者分の備蓄に関しては、大人数の本校への避難が予測されるため、備蓄品の保管場所、購入予算等についても現状では対応困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外に避難した方が安全であると判断した場合の、避難場所や天候不良時に必要な備品等を検討し、不足品（ポンチョ・ドーム型テント、敷マット等）は購入するなどの対応を行う。 ○2日分の備蓄を3日分に増量するとともに、一人一人に必要な備蓄品を保護者が判断して持参。 ○備蓄品は年度末または学期末に消費期限等を確認して入れ替えを行う。 ○医療的ケア等に必要な物品の備蓄。 ○職員用の非常用持ち出し袋の購入、配付。
4	松橋西支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○防災備品の準備はほとんどない。 ○児童生徒の飲料、食料等の備蓄準備が徹底できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災頭巾等の被災グッズの準備等。
5	大津支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料用、トイレ手洗い等の水の不足、備蓄された飲料用の水が約20本（約400）と乾パンがあったが、水の確保の見通しがつかなかったため、思い切った使用ができなかった。 ○停電による照明不足。真夜中の本震だったため、停電により本部となった事務室での安否確認作業が困難を極めた。電気を頼らない照明機器を常用する必要性を感じた。 ○自家発電機の活用。本校備え付けの自家発電機は、ガスボンベ使用タイプ（2時間継続）で、避難者の携帯電話等の充電には役に立ったが、テレビ、照明等には使えなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急災害時に速やかに特別支援学校として蓄積したノウハウを生かした福祉避難所を開設できるよう、今後関係課との協議を進めていきたい。そのためには、福祉避難所の定義付け、福祉避難所として市町村から指定を受けるための協議、高齢者や障がい者の受け入れが可能である旨の周知など、県教委や福祉部局との緊密な協議が必要と感じている。 ○飲料用水については、3日分の備蓄を行うこととした。また、今後有用と思われる設備として、井戸水が考えられる。 ○今後に備えて、懐中電灯、ランタン、照光器などの購入を行った。また、太陽光発電からの蓄電機能を活用した停電時の電源確保も有用と感じた。本部が設置される事務室に電池式のラジオを常備。また、ダイナモ式のラジオの購入を検討中。 ○間違った情報を流さないため、的確な状況把握に努めるため、校内の情報一元化のため備品とし、大きなホワイトボードを本部周辺に常備したい。 ○ガスボンベの備蓄を行う必要があり、その購入を行った。
6	菊池支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が帰宅できない状況が発生した場合、食料や布団等の備蓄はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「災害緊急時の物資備蓄について」の文書を発出し、全児童生徒宅から備蓄物資の保管を実施する。 ○ひのくに高等支援学校と防災について連携した取り組みを実施する。 ○寄付金等の活用を含め、保管物資の購入を行う。
7	小国支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○今回の地震では、387号線、ミルクロード、菊池阿蘇スカイラインとすべて通行不可となり、完全に寸断された。小国郷内の店への水や食料、生活物資の供給が滞り、品不足の状態であった。 ○本校にはヘルメットが、管理職と学部主事分の6個しか備えられていない。地震で避難する際には、不足する状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時は、福祉避難所として指定されていて水や食料の備蓄も十分な悠愛へ、避難することとしている。職員については、各自で水2リットルを準備している。また、県から支給された飲料水及び食料を家庭科室に保管している。 ○全児童生徒・職員分のヘルメット、寝袋、懐中電灯等購入手続き中である。

資料7 各校の学校再開に向けた取組

No.	学校名	学校再開に向けた各校の取組
1	盲学校	<p>4月20日(水)～28日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所及び家庭への訪問による状況把握、電話連絡 ○各学部職員による避難経路確認及び避難訓練 ○破損ガラス入替、水質検査実施 <p>5月2日(月)～9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員全体研修「震災に関するサポートと心のケア」実施 ○熊本聾学校、東町分教室と給食再開協議 ○学校再開前の職員会議、学部会、寄宿舎会議 ○全職員での校内最終安全点検、学校再開準備 ○建築課から、体育館天井からの落下物報告(体育館を使用不可とする) <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開
2	熊本聾学校	<p>4月22日(金)～28日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者安否確認開始(家庭訪問の可能性打診) ○精神的に不安定な子どもの把握 ○ガス開栓 ○近在の家庭訪問(宿題と担任からの手紙を届ける)及び通学経路安全確認 ○厨房機器の安全確認、被害箇所の安全対策の指示 <p>5月2日(月)～9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高森町での通学支援バス運行説明会に保護者・職員参加 ○盲学校、熊本支援学校東町分教室と給食再開協議 ○中高棟1階外壁に仮設の配管を設置 ○余震継続のため校内の危険箇所再点検 厨房の水質検査、厨房内清掃、消毒 ○検査機関による飲用水適の診断 <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開 <p>6月14日(火)4人、6月22日(水)6人、7月26日(火)1人、 11月15日(火)4人、12月12日(月)3人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎ろう学校より臨床心理士を派遣(生徒への手話によるカウンセリング及び職員への※コンサルテーションを実施)
3	ひのくに高等支援学校	<p>4月22日(金)～28日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クリーニング科実習室ボイラー試運転を行い、破損・被害ないことを確認 ○休校期間中の家庭訪問開始(生徒の様子、被害状況の確認) ○他校(特別支援学校)の被災状況確認 ○通学時の危険箇所を把握するためハザードマップを作成 ○窯業実習室の電気釜・灯油釜を業者確認 ○学校周辺及び通学経路の危険箇所の地図と写真をHPにアップ <p>5月2日(月)～9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開時5/10の時間割確認 ○熊本地震に伴う南阿蘇地域緊急通学バス運行説明会出席 ○豊肥本線一部区間(肥後大津駅～宮地駅)バス輸送実施説明会出席 ○寄宿舎:居住地周辺の様子の確認、非常食等の確認を行う。避難に備えて、非常口、服装、懐中電灯の準備などの確認を行う。 <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開 <p>7月1日(金)1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○九州ルーテル学院大学より臨床心理士を派遣(生徒へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーションを実施)
4	熊本支援学校	<p>4月22日(金)～29日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣小学校常駐支援チームに相談(校長・副校長) ○近隣小学校長と避難所運営について協議 ○家庭訪問の実施 ○児童生徒のケガ、避難所、車中泊等の状況把握 ○授業再開日の登校時の保護者付添いについて検討 ○ハザードマップの作成検討 ○県外への避難児童の状況についての協議 <p>5月2日(月)～9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営及び授業再開について検討 ○全体研修「災害発生時対応研修」の実施(大地震発生時の対応、引き渡し、登下校時の対応、防災、避難訓練、心のケアと児童生徒への支援について、通学バス打ち合わせ、給食試作等について) <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業再開 <p>6月17日(金)1人【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○九州ルーテル学院大学より臨床心理士を派遣(児童・保護者へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーションを実施) <p>6月23日(木)3人、6月24日(金)3人、7月21日(木)3人、7月22日(金)3人</p> <ul style="list-style-type: none"> 【東町分教室】 ○熊本大学及び九州ルーテル学院大学より臨床心理士を派遣(生徒へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーションを実施)

5	熊本かがやきの森 支援学校	<p>4月22日(金)～28日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員へ、避難所となっている学校の状況や勤務開始上の留意事項について、メールやラインで周知する ○全職員を対象に健康状態や被害状況等の聞き取り面談を実施する ○体育館内の区画整理に伴う移動の呼び掛けを行う ○職員の勤務時間を通常にもどす ○避難場所を体育館に集約する <p>4月29日(金)～5月9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開に向けた臨時総務会を開催 ○熊本市職員による避難所閉所と移転についての説明 ○担任から全保護者へ、電話で学校再開についての連絡を行う ○水道水の水質検査依頼 ○職員会議、緊急対応等の研修、給食検討委員会を開催 ○避難所閉所 ○校舎内清掃及び消毒 <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開
6	松橋西支援学校	<p>4月22日(金)～30日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問が必要な児童生徒のリストアップと実施 ○各学部の授業計画の見直し ○学校再開に向けての営繕課、施設課合同安全性確認調査の後、体育館使用を禁止 ○学部会(授業再開に向けての学習計画) ○運営委員会(5月行事、1学期行事の中止、変更等) ○通学路危険箇所確認(JR松橋駅、産交松橋営業所から学校までの迂回路の使用と職員の同行を決定) <p>5月1日(日)～5月9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開後の緊急時の複数の連絡先と引き渡し方法の確認 ○小学部2教室4、5年教室と6年教室が使用不可→3、4、5、6年の6人を合同教室) ○学校再開へ向けて保護者連絡(破損のため昇降口の変更、水筒準備、自力通学生通学路の安全確認、給食あり) ○総務会で各部児童生徒の状況報告 ○職員による地震避難訓練、最終安全点検、教室設営、担任団打合せ 通学バス、路線バス、JR等の運行確認 <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本校、高等部上益城分教室とも学校再開 <p>6月20日(月)3名【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本大学医学部付属病院発達障がい医療センターの精神保健福祉士を派遣(生徒保護者へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーションを実施) <p>6月22日(水)4人、6月24日(金)3人、7月11日(月)1人【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本大学及び九州ルーテル学院大学より臨床心理士を派遣(生徒へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーションを実施) <p>6月29日(水)3人、7月20日(水)3人、7月22日(金)1人、 12月8日(木)2人【上益城分教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○向陽台病院より臨床心理士を派遣(生徒へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーション実施)
7	松橋支援学校	<p>4月22日(金)～30日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設課・営繕課 校内被害状況調査(本校・氷川分教室) ○寄宿舎再開へ向け深夜の対応に当たる職員の増員を学校人事課に相談 <p>5月1日(日)～9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5/10 学校再開のお知らせをHPに掲載する。 ○全職員で学校環境の整備:草刈り、掃除、受入準備 ○寄宿舎の宿直対応の増員について学校人事課と協議 →舎監(教諭)を臨時的に増員して対応する。 <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開 <p>6月8日(水)1人【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芥明高校配置のSSWを派遣(被災した自宅の転居に関して行政とつなぐ) <p>6月29日(水)3人、7月5日(火)3人【本校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○向陽台病院より臨床心理士を派遣(生徒へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーション実施)
8	大津支援学校	<p>4月22日(金)～30日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受水槽清掃 ○営繕課と施設課の合同チームによる校舎等の安全確認調査(すべての建物で問題なし) ○宿泊学習が実施可能か阿蘇青少年の家に連絡。 ○福祉避難所閉所 <p>5月1日(日)～9日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校長・教頭が南阿蘇村、高森町、阿蘇市在住の児童生徒宅へ家庭訪問 ○学校再開へ向けた職員会議(安全点検、ライフライン、給食、児童生徒及び教職員の被害状況、健康状態の確認) ○校長及び教頭が益城町及び西原村在住の児童生徒宅(5件)へ家庭訪問し、状況を把握 ○PTA執行部会、役員会にて、5/10(火)からの学校再開とPTA総会期日、運動会等の当面の行事の変更、一斉メール加入、地震発生時の安全対策、心のケアに関する文書について説明了承後、電話と文書で各家庭に連絡 ○水質検査完了確認 <p>5月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校再開

9	菊池支援学校	4月22日(金)～5月2日(月) ○家庭訪問の実施 ○総務会(児童生徒の安否状況の確認) ○県立学校の地震被災後、開校に向けての施設課・営繕課合同の確認調査 ○総務会(学校再開後の対応について協議、給食再開の目処について報告) ○各家庭へ休校など学校再開に関する内容のメールを随時配信 5月3日(火)～9日(月) ○体育大会の中止を決定 ○エレベーターの被害の詳細を報告 5月10日(火) ○学校再開 6月29日(水)2人【本校】 ○向陽台病院より臨床心理士を派遣(生徒へのカウンセリング及び職員へのコンサルテーションを実施)
10	黒石原支援学校	4月21日(木)～5月1日(日) ○施設課(専門技術者)による建物確認 ○校長、担当で給食調理業者の被災状況を視察 ○校内危険箇所バリケード設置 ○家庭、避難所訪問 ○総務会、職員会議にて状況確認、安全対策、学校再開へ向けての確認等 5月2日(月)～9日(月) ○水質検査結果(異常なし) ○職員による地震避難訓練を実施 5月10日(火) ○学校再開
11	小国支援学校	4月22日(金)～28日(木) ○学校再開の時期について、総務部のメンバーで協議 ○施設課、営繕課(専門技術者)による被災状況調査(安全上問題なし) 5月2日(月)～9日(月) ○5/10学校再開について保護者連絡を職員に指示。 ○5/10学校再開について悠愛、小国町給食センター、小国町教育委員会に連絡。 ○職員掃除及び校内の安全点検を実施 ○学校再開に向け緊急時対応について、全職員でシミュレーションを実施 5月10日(火) ○学校再開

※コンサルテーション：異なる専門性をもつ複数の者(今回は臨床心理士と教職員)が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合う過程のこと

資料8 各校の学校再開後の取組

No.	学校名	学校再開後の各校の取組
1	盲学校	5月10日(火) ○学校再開(6限授業)、体育館が使用できないため放送による全員集合、完全給食開始、開舎(夕食から舎食)
2	熊本豊学校	5月10日(火) ○学校再開 6時間授業開始、給食(舎食については、夕食から)完全実施、職員による校内避難経路安全確認 窓硝子破損修理
3	ひのくに高等支援学校	5月10日(火) ○学校再開 給食完全実施(舎食は5月9日夕食から実施)
4	熊本支援学校	5月10日(火) ○授業再開(体育館が使用できないため、各学部毎に集会を行う)
5	熊本かがやきの森支援学校	5月10日(火) ○学校再開
6	松橋西支援学校	5月10日(火) ○本校、高等部上益城分教室とも学校再開、給食完全実施
7	松橋支援学校	5月10日(火) ○学校再開 ○避難訓練(不安への対応や心構えについて説明)
8	大津支援学校	5月10日(火) ○学校再開、通常授業・給食実施 ○全校集会、避難訓練(学部毎)の実施
9	菊池支援学校	5月10日(火) ○学校再開 ○小学部、中学部、高等部の各学部毎に地震避難訓練を実施 ○避難経路、避難場所、地震によるケアが必要な児童生徒の報告 ○補食給食5月13日まで(パン・牛乳・ヨーグルト等)
10	黒石原支援学校	5月10日(火) ○学校再開(13(金)まで小中学部午前中のみ、高等部通常日課で弁当持参) ○学部毎に集会実施
11	小国支援学校	5月10日(火) ○学校再開 ○全校集会実施(地震、避難、心のケア等について、児童生徒部より話) ○全校集会後、学部ごとに、職員から児童生徒に話。話が終わった後、実際に避難訓練を実施。

資料9 各校の授業時数確保に向けた措置

No.	学校名	授業時数確保に向けた措置
1	盲学校	○7/29まで1学期の授業を実施し、2学期を8/29より開始 ○九州地区盲学校弁論大会熊本大会延期(7月15日(金)に実施)
2	熊本聾学校	○7/29まで1学期の授業を実施し、2学期を8/29より開始 ○運動会の期日等を変更(幼小中学部は小運動会実施、高は中止)
3	ひのくに高等支援学校	○7/29まで1学期の授業を実施、2学期を8/24より開始し、12/22まで授業を実施 ○運動会を延期(7月1日(金)に実施) ○現場実習を延期
4	熊本支援学校	○7/29まで1学期の授業を実施 ○運動会を中止(東町分教室) ○運動会の期日等を変更(小中学部:日程変更(5月28日(土)に実施)、高等部:スポーツフェアや記録会の形で12月3日(土)に実施) ○現場実習の日程を短縮して実施
5	熊本かがやきの森支援学校	○2学期を8/25より開始
6	松橋西支援学校	○7/29まで1学期の授業を実施 ○運動会を中止
7	松橋支援学校	○7/29まで1学期の授業を実施し、2学期を8/29より開始 ○運動会を縮小開催
8	松橋東支援学校	○7/20に補充の授業を実施 ○運動会を縮小開催
9	荒尾支援学校	○授業の補充の措置なし
10	大津支援学校	○前期後半を8/22より開始、秋季休業日として予定していた10/11と10/12を授業日に変更 ○運動会を延期(5月28日(土)に実施)雨天のため6月1日(水)に実施
11	菊池支援学校	○7/29まで1学期の授業を実施 ○運動会の内容等を変更(12/20に中・高合同リレーマラソン大会を実施) ○授業時数確保のため高等部卒業式期日の延期
12	黒石原支援学校	○課程毎実態に応じて補習を実施 ○運動会を中止
13	小国支援学校	○7/27まで1学期の授業を実施 ○運動会を縮小開催
14	芦北支援学校	○授業の補充の措置なし
15	球磨支援学校	○授業の補充の措置なし
16	天草支援学校	○授業の補充の措置なし
17	苓北支援学校	○授業の補充の措置なし

資料 10 (各校の今後取り組むべき課題等)

No.	学校名	今後、取り組むべき課題等
1	盲学校	<p>【心のケア】</p> <p>○地震の影響によって外部カウンセラーを必要とする幼児児童生徒はいなかったが、どのような形で表出してくるか予測不可能のため、今後も継続して注意深く見守っていく必要があること。</p> <p>【学力保障】</p> <p>○授業時間確保に加え、適宜、補習や課外等を組み込みながら学力保障を行う必要がある。</p> <p>【緊急時の児童生徒の引き渡し】</p> <p>○今回、寄宿舎生の帰省における保護者への引き渡しはスムーズであったが、より確実なものとするために引き渡しカードを整備した。</p>
2	熊本聾学校	<p>【心のケア】</p> <p>○聴覚障がいのある児童生徒は、コミュニケーションモードが主に手話によるため、県内に対応可能なカウンセラーがいないこと。</p> <p>○職員のメンタルケアが、どうだったか、振り返る必要があること。</p> <p>○教職員がカウンセリングマインドを学ぶことも必要であること。</p> <p>【連絡先の把握、連絡方法の構築】</p> <p>○年度当初の地震発生ということもあり、家庭の連絡先を担当が把握していない部分があった。家庭への連絡方法等を確立する必要があること。</p> <p>○鋼製棚を2段積みしていたので、上段が倒れ近くの備品類を損傷した。不要なものを適宜処分し、平積みを徹底する必要があること。</p> <p>○通学生が全県下にまたがっているために、距離、道路被災等で迅速な家庭訪問ができなかった。当該生徒の居住地や近隣に住む職員による訪問体制を検討する必要がある。</p>
3	ひのくに高等支援学校	<p>【職員の健康】</p> <p>○衛生委員会では震災直後と1ヶ月後にアンケートを実施し、被災の状況と現在の不安感等を確認し、産業医に相談を行った。特に、小学生以下の子どもがいる職員は、園や小学校が授業再開するまでの日中の預かりがなく、相談には個別に応じ対応した。</p> <p>【進路保障】</p> <p>○就労先の決定に繋がる3年生の現場実習を優先に実施できる体制を整える必要がある。</p> <p>○キャリアサポーターを中心に、就労先の雇用状況の把握と併せて、就労受入のお願いと新規就労先確保のための職場開拓を丁寧に行っていく必要がある。</p> <p>【阿蘇地区居住寄宿舎生徒の通学】</p> <p>○寄宿舎指導員は、阿蘇市・小国・南小国在住の生徒に関して、JR代替バスと産交バス(やまびこ号)等の運行状況の把握、南阿蘇・高森在住の生徒に関しては、県教育委員会による通学支援バスや産交バス(たかもり号)の運行状況を把握し、保護者との情報共有を行い、安全で安心な通学支援を図る必要があった。</p>
4	熊本支援学校	<p>【心のケア】</p> <p>○災害の影響によって心や体に変化が現れるのは当然と受け止め、傾聴に努めながら、何より児童生徒が安心できるような心のケアを丁寧に行う必要がある。</p> <p>○SC等、学校外部の専門家の協力をいただいているが、時間や回数に限りがあるため優先順に対応している。児童生徒への対応を優先しているため、教職員のニーズ(潜在的ニーズを含む)には対応しきれていない。</p>
5	熊本かがやきの森支援学校	<p>【避難所の閉所に向けての円滑な移行】</p> <p>○学校再開に向けた動きを行う際、学校と地域との関係を円滑なものとしておきたいとの思いから、避難エリアを少しずつ整理し、最終的には体育館に集約することの第1段階(体育館の区画整理及び管理棟廊下避難者の体育館への移動)としての説明等を、指定避難所になっている城西小学校PTA会長と自治会長に担っていただいた。また、それ以後の、避難所縮小や閉所時期などについての説明も、熊本市担当者が行った。</p> <p>【職員の健康】</p> <p>○避難所運営の負担も大きかったことから、今後は長期的な視点で診ていくことが必要と思われる。衛生委員会の計画の下、ストレスチェックが予定されているため、その結果等を踏まえて、必要に応じてメンタルヘルス研修を実施する必要性がある。</p>
6	松橋西支援学校	<p>【心のケア】</p> <p>○児童生徒に対するこころのケアの継続の必要性がある。</p> <p>【避難方法の見直し】</p> <p>○児童生徒在校中、登下校中の避難方法等の見直しを行う必要性がある。</p> <p>【施設面】</p> <p>○体育館が使えない状況で、どのような対応が出てくるか確認が必要。</p>
7	松橋支援学校	<p>【緊急時の避難について】</p> <p>○これまで実施している避難訓練に加えて、更に具体的な防災意識を持った訓練及びシミュレーションを行う必要がある。</p> <p>○学校再開前の5月9日に寄宿舎職員と舎監を中心に「地震発生時の避難についての確認会議」を行った。その中で、地震当日に学校にいた職員からの対応状況等について説明を聞きながら、具体的な確認を行った。夜中の当直職員は限られた人数での対応になるため、より具体的な身を守るための対応や避難方法について、今後、様々な視点から意見を出し合いながら考えるとともに、避難訓練において生かしておく必要がある。</p> <p>○学校での避難訓練を5月10日に実施したが、昼の時間帯に地震が発生した場合も同様に、想定される様々な状況や想定外の状況についても、可能な限り避難訓練に反映させながら、教職員の防災意識を高めておく必要がある。</p>

8	大津支援学校	<p>【心のケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4/19(火)から、被害が大きかった家庭から順に担任による家庭訪問を開始し、児童生徒の状況把握に努めた。併せて、4学園を学部主事が訪問し、学園担当者等と情報交換し、児童生徒の状況把握を行う必要があった。 ○学校再開までに自宅からの通学生の全家庭への家庭訪問を実施するとともに定期的に電話連絡をし、児童生徒の状況把握を継続する必要があった。 <p>【児童生徒の状況の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設入所の児童生徒の自宅の状況把握が難しかった。また、自宅からの通学生も居住エリアが広く、地域によって被災状況が異なっており、各家庭への対応へも配慮が必要であった。 <p>【南阿蘇地域からの通学支援事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路の寸断によって、通学手段を確保する必要があった。台風や冬季の路面凍結に対しては、タクシー会社と連絡を取り状況を把握し安全を確認した後、運行する必要がある。 ○今年度末までは事業を継続する必要がある。
9	菊池支援学校	<p>【災害対応の見直しと今後の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校における災害安全体制については、本校においても、「学校危機管理マニュアル」を作成しているが、今回の「平成28年熊本地震」を受け、更なる見直しを検討していく必要がある。 ○昼間の時間帯に地震が発生した場合を想定し、熊本県立ひのくに高等支援学校と「災害時における避難所等の施設利用等に関する申し合わせ事項」を別添のとおり締結した。
10	黒石原支援学校	<p>【心のケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションに課題がある児童生徒も多く、感情の表出が分かりにくい状況がある。 ○初対面の人との会話ができない児童生徒も多いため、外部のカウンセラーにつなげていくことが難しい。 <p>【職員の健康】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震後心身ともに疲労が重なっている職員が多いが、様々なことに配慮が必要な児童生徒ばかりなので、児童生徒の健康に気を遣う必要があり、なかなか精神的にリフレッシュできていない。職員が負担感を感じないような環境づくりが必要である。 <p>【緊急時の避難方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分で移動ができない児童生徒が多い学習グループについて、大きな揺れ等あった場合、児童生徒の身を守る手段としてヘルメットや頭巾、マット等の教室配備が必要である。 ○児童生徒を守るために職員も無防備になるので、職員の安全も確保する手立ても必要である。防災グッズや避難経路、自分の身を守るための方法など、もう一度再点検をし、保護者や医療関係機関等と確認を定期的に行う必要がある。
11	小国支援学校	<p>【心のケアに関する職員の専門性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後のことを考えると、心のケアやメンタルヘルス維持に関する知識理解は必要と考え、熊本県発達障害医療センター主催の講演「被災時の子どもへの対応セミナー」「震災後の発達障害の支援ー福島の実験から」は、教頭が受講し、職員に復講した。 <p>【授業時数の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一学期の終業式を7月20日(水)から7月27日(水)へ変更し、時数の確保を図った。本校は、隣接する悠愛から通う児童生徒が大半で、休校措置を取ることは通常ほとんどないが、台風時や大雪時の休校措置はあり得るので、時数を常にカウントし、不足することのないように対応する必要がある。 <p>【隣接する施設との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する悠愛は、福祉避難所として機能していて、水や食料の備蓄も十分であった。昨年度より、双方の管理職間で話し合いをもち、緊急時に帰宅困難な児童生徒が出た場合、教職員付き添いの下で避難させていただくことになっている。今後は、合同での避難訓練等を実施し、緊急時にスムーズな連携ができるようにしていきたいと考えている。

資料11 緊急時連絡先カード

緊急時連絡先カード(例)

児童生徒名:	(自宅付近の地図・道路名・道幅等)
保護者名:	
住所:	
電話:	
【緊急連絡先】	
【救急先】	1
【救急先】	1
【救急先】	1
【主治医・医療機関】	【服用薬等】
内科小児科	薬品名:
他診療科	剤形名:
処方	処方量:
処方頻	薬品名:
剤形名:	剤形名:
処方	処方量:
薬剤	薬品名:
処方	剤形名:
その他	処方量:
処方	剤形名:
処方	処方量:
【健康上の留意事項】	
アレルギー・病名等	
てんかん発作(有・無)	
留意事項	
【生活上の留意事項】	
運動制限	
備考	
備考	
備考	

資料12 通学カード

通学カード(例)

学校名: _____

学部学年: 学部 年

児童生徒等名: 血液型

_____ []

保護者氏名: _____

住所: _____

電話番号: _____

利用交通機関: []

[]

利用区間: から まで

 から まで

通学途中の避難地:

家族の集合場所:

家族からのお願い:

配慮事項:

資料13 引き渡し確認書

引き渡し確認書(例)

引き渡し日時

年 月 日 時 分

学部学年 学部 年

児童生徒等名: _____

引き渡し場所 []

引き取り人氏名 []

続柄 父・母・祖父・祖母

(その他:)

引き渡し確認者: _____

資料14 災害時備蓄品一覧

災害時備蓄品目一覧		2019/5/1	範囲のチェック日	2019/4/1	
◇非常持ち出し用品は定期的チェック、交換、補充を行ってください。チェックの頻度は 3 ヶ月に1回					
非常持ち出し用品(保管場所: 学校内)	数量	用途	賞味/有効期限		備考
・ 携帯ラジオ、手回しの電池			2020/1/1	OK	
・ 懐中電灯、電池			2020/10/10	OK	
・ 飲料水			2020/3/31	OK	
・ 救急箱			なし	OK	
・ 保存食			2020/4/30	OK	
・ 缶切り(手動式)			なし	OK	
・					
・					
・					
・					
非常持ち出し用品(学校外)	備考	用途	賞味/有効期限		備考
・ 懐中電灯、電池			2020/1/1	OK	
・ 照明装置または反射警告標識			なし	OK	
・ 飲料水			2016/6/30	期限切れ、要交換。	
・ 救急箱			なし	OK	
・ 毛布			なし	OK	
・ 防水シート			なし	OK	
・ 反射ベスト					
・					
・					
・					
・					